

**規制の特例措置の実施状況に関する調査**  
**- 平成 16 年度下半期 -**  
**( 構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査 )**  
**結果報告書**

平成 16 年 12 月

総務省行政評価局

# 目 次

|     |   |    |
|-----|---|----|
| 第1  | 調査の目的等                                      | 1  |
| 第2  | 調査結果  | 2  |
| 1   | 調査結果の概要                                     | 2  |
| 2   | 規制の特例措置別の調査結果                               | 7  |
|     | 〔警察庁〕                                       |    |
| (1) | 101 特殊海岸地域交通安全対策事業                          | 8  |
| (2) | 102 まちづくり交通安全対策事業                           | 10 |
| (3) | 103 ロボット公道実験円滑化事業                           | 12 |
|     | 〔人事院〕                                       |    |
| (1) | 203 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業                       | 16 |
|     | 〔総務省〕                                       |    |
| (1) | 410 国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業                 | 19 |
|     | 〔法務省〕                                       |    |
| (1) | 506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業                    | 22 |
| (2) | 508 夜間大学院留学生受入れ事業                           | 25 |
|     | 〔外務省〕                                       |    |
| (1) | 601 短期滞在査証の発給手続きの簡素化事業                      | 28 |
| (2) | 602 数次短期滞在査証の発給手続きの簡素化事業                    | 31 |
|     | 〔財務省〕                                       |    |
| (1) | 706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業                  | 35 |
|     | 〔文部科学省〕                                     |    |
| (1) | 817 学校設置非営利法人による学校設置事業                      | 38 |
| (2) | 819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業          | 43 |
|     | 〔厚生労働省〕                                     |    |
| (1) | 911-1 ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業          | 46 |
| (2) | 911-2 ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業             | 49 |
| (3) | 913 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業              | 52 |
| (4) | 915 耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会<br>福祉施設等設置事業 | 54 |
| (5) | 919 知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業               | 57 |

〔農林水産省〕

- ( 1 ) 1005 農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業 . . . . . 60

〔経済産業省〕

- ( 1 ) 1121 小規模場外車券発売施設事業 . . . . . 63
- ( 2 ) 1123 研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不要化事業 . . . . . 66
- ( 3 ) 1124 海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期延長事業 . . . . . 68
- ( 4 ) 1125(1114) 高圧ガス施設における保安検査期間変更事業 . . . . . 70
- ( 5 ) 1128 石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更  
工事手続簡素化事業 . . . . . 73
- ( 6 ) 1129-1(1112) 液化ガスの容器における充てん率変更事業 . . . . . 76
- ( 7 ) 1129-2 高圧ガス設備の技術上の基準の変更事業 . . . . . 79

〔国土交通省〕

- ( 1 ) 1208 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業 . . . . . 81
- ( 2 ) 1210 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による  
河川敷地の占用の許可柔軟化事業 . . . . . 84
- ( 3 ) 1212 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業 . . . . . 87

## 第1 調査の目的等

### 1 目的

この調査は、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）評価委員会からの依頼に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置について、特区計画の認定申請が低調となっている原因・理由等について調査を行い、本部評価委員会における評価活動に資するため、実施したものである。

### 2 対象機関等

#### （1）調査対象機関

警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

#### （2）関連調査等対象機関

人事院、都道府県、市町村、関係団体等

#### （3）調査対象特例措置

平成14年11月から15年1月にかけて行われた規制の特例措置の第2次提案募集の結果認められたもののうち、16年11月末現在において、特区計画の認定が行われていない12措置及び認定数が1ないし3である16措置の計28措置

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

### 4 調査の実施方法

行政評価局並びに管区行政評価局、四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所が、調査対象の特例措置について、当該特例措置に係る提案を行った地方公共団体、事業者等、当該特例措置を適用した特区計画の認定を受けた地方公共団体、関係事業者等を実地に調査

### 5 実施時期

平成16年10月～12月

## 第2 調査結果

### 1 調査結果の概要

#### (1) 調査対象とした規制の特例措置

平成14年11月から15年1月にかけて行われた規制の特例措置（以下「特例措置」という。）の第2次提案募集の結果、認められたものは47措置であり、そのうち、16年11月末現在、特区計画の認定が行われていないものは12措置、認定数が1ないし3であるものは16措置あり、これら計28措置を今回の調査対象としている。

調査対象とした特例措置一覧

| 所管省庁  | 特例措置番号         | 特例措置名                               | 提案数 | 認定数  |
|-------|----------------|-------------------------------------|-----|------|
| 警察庁   | 101            | 特殊海岸地域交通安全対策事業                      | 1   | 0    |
|       | 102            | まちづくり交通安全対策事業                       | 1   | 1    |
|       | 103            | ロボット公道実験円滑化事業                       | 1   | 3    |
| 人事院   | 203            | 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業                   | 1   | 0    |
| 総務省   | 410            | 国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業             | 1   | 1    |
| 法務省   | 506            | 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業                | 3   | 2    |
|       | 508            | 夜間大学院留学生受入れ事業                       | 1   | 3(3) |
| 外務省   | 601            | 短期滞在査証の発給手続きの簡素化事業                  | 2   | 2    |
|       | 602            | 数次短期滞在査証の発給手続きの簡素化事業                | 1   | 1    |
| 財務省   | 706            | 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業              | 2   | 2(1) |
| 文部科学省 | 817            | 学校設置非営利法人による学校設置事業                  | 11  | 0    |
|       | 819            | 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業      | 1   | 3(3) |
| 厚生労働省 | 911-1          | ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業        | 2   | 0    |
|       | 911-2          | ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業           | 2   | 0    |
|       | 913            | 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業          | 1   | 0(1) |
|       | 915            | 耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業 | 1   | 1    |
|       | 919            | 知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業           | 1   | 0    |
| 農林水産省 | 1005           | 農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業                | 1   | 2(1) |
| 経済産業省 | 1121           | 小規模場外車券発売施設事業                       | 1   | 0    |
|       | 1123           | 研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不要化事業          | 1   | 1    |
|       | 1124           | 海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期延長事業            | 1   | 0    |
|       | 1125<br>(1114) | 高圧ガス施設における保安検査期間変更事業                | 1   | 1    |
|       | 1128           | 石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事          | 1   | 2    |

| 所管省庁  | 特例措置番号           | 特 例 措 置 名                                | 提案数 | 認定数 |
|-------|------------------|--|-----|-----|
|       |                  | 手続簡素化事業                                  |     |     |
|       | 1129-1<br>(1112) | 液化ガスの容器における充てん率変更事業                      | 1   | 0   |
|       | 1129-2           | 高圧ガス設備の技術上の基準の変更事業                       | 1   | 0   |
| 国土交通省 | 1208             | 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業                   | 2   | 2   |
|       | 1210             | 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の<br>占用の許可柔軟化事業 | 1   | 0   |
|       | 1212             | 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化<br>事業         | 2   | 1   |

- (注) 1 「提案数」には、特例措置の提案を行った地方公共団体等の数(複数の団体の共同提案による場合は1とする。)を計上している。
- 2 「認定数」には、特例措置を適用する事業を実施するために特区計画を申請し認定された地方公共団体の数(複数の団体の共同申請による場合は1とする。)を計上している。
- 3 認定数は、平成16年11月末現在のものであるが、第6回認定(16年12月)により新規に認定を受けた数を( )内に記した。

## (2) 特区計画の認定申請が低調となっている主な原因・理由等

今回、特区計画の認定申請が低調となっている28特例措置について、その原因・理由等を調査した結果、以下のとおり、特例措置の内容等に係るもの(15措置)、実施主体側の事情によるもの(7措置)、第6回認定(平成16年12月)において、調査した特例措置を利用した特区計画が認定されたもの及び今後の具体的な活用予定があるもの(6措置)に整理される。

なお、一つの特例措置について複数の原因・理由等がある場合、その主な原因・理由等について整理している。

### ア 特例措置の内容等に係るもの(15措置)

特例措置を適用した特区計画の認定申請が低調となっている原因・理由等として、特例措置の内容や特例措置に関連する規制制度等に係るものは、以下のとおりである。

#### (ア) 特例措置の要件を満たすことができる者が限られること又は要件を満たす事業の見通しが立たないことを理由としているもの(5措置)

特例措置の要件を満たすことができる者が限られていること又は特例措置の要件を満たす事業の見通しが立たないことを、特例措置を適用した特区計画の認定申請が低調となっている理由としているものが、次の5措置ある。

#### 913 保育所における私的契約児の弾力的な受入れの容認事業

- 本特例措置の活用は、市町村が、園児の減少等により幼稚園を廃園して保育所と統合し、かつ、廃園した幼稚園の園児の受入れに当たり、特例措置の要件である児童福祉施設最低基準を満たすことができる場合に限られる。

915 耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業

- ・ 特例措置を活用して木造の施設を設置する場合、特例措置の要件であるスプリンクラーの設置や避難路の確保が必要であり、より多額の建設費を要することが見込まれ、事業者による活用予定が限られる。

919 知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業

- ・ 特例措置の要件である理学療法士や作業療法士による人的支援を身体障害者施設から受けることができる施設が限られる。

1121 小規模場外車券発売施設事業

- ・ 特例措置で設置できる施設は、特例措置の要件により規模が小さいものに限られるため、事業として採算がとれない。

1212 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業

- ・ 公営住宅への入居希望が多いため、特例措置の要件である公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しないことを満たすことができる地方公共団体が少ない。

(イ) 特例措置の内容が提案内容のとおりではないことを理由としているもの(4措置)

特例措置の内容が提案した内容のとおりとなっていないことを、特例措置を適用した特区計画の認定申請が低調となっている理由としているものが、次の4措置ある。

817 学校設置非営利法人による学校開設事業

- ・ NPO法人による学校設立の提案は認められたが、同時に提案した、NPO法人が設立する学校を私学助成の対象とする提案は認められなかった。

911-1 ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業

- ・ 自主基準による性能検査を提案したが認められなかった。

1129-1(1112) 液化ガスの容器における充てん率変更事業

- ・ 提案した高圧ガス保安法における人工衛星打ち上げ物品の適用除外とは内容が異なっている。

1129-2 高圧ガス設備の技術上の基準の変更事業

- ・ 提案したレイアウトの距離基準の緩和とは内容が異なっている。

(ウ) 特例措置に対するニーズが特定の地域に限定されるもの(4措置)

特例措置に対するニーズが特定の地域に限定されるため特区計画の認定の少ないものが、次の4措置ある。

101 特殊海岸地域交通安全対策事業

- ・ 対象となる特殊海岸は、提案主体である羽咋市等以外の地域で想定されない。

410 国内衛星の地上での無線通信免許手続簡素化事業

- ・ 国内衛星を打ち上げている地域は、認定申請を行った鹿児島県のみである。

601 短期滞在査証の発給手続の簡素化事業

- ・ 特区内の島嶼<sup>とうしょ</sup>を訪問する場合に限られるため、活用できる地域が限られる。

602 数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業

- ・ 公共性の強いプロジェクトに関連して区内と本国を繰り返し往来するロシア人に

適用されるものであり、提案主体である稚内市以外で活用される可能性は低い。

(エ) その他(2措置)

102 まちづくり交通安全対策事業

- ・ 特例措置を利用しなくても同様の事業を実現することが可能である。

203 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業

- ・ 国立大学が法人化され、想定されていた国立大学教員が対象から除外されたため、事業を実施しようとする事業者が現れない。

イ 実施主体側の事情によるもの(7措置)

特例措置の特区計画の認定申請が低調となっている原因・理由等として、実施主体側の事情によるものは、以下のとおりである。

(ア) 研究開発中の技術に係るもの(3措置)

以下の3措置については、研究開発中の技術に係るものであり、関係する技術開発を行っている事業者が限られることを理由としている。

103 ロボット公道実験円滑化事業

- ・ ロボット開発を行っており公道実験を予定している事業者が限られる。

1123 研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

及び 1124 海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期延長事業

- ・ バイナリー発電(温泉熱や海洋熱の温度差を利用した発電)の開発を行っている事業者が限られる。

(イ) 対象となる事業を予定する者が少ないもの(3措置)

911-2 ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業

- ・ 特例措置を活用できる事業者が限られる。

1125(1114) 高圧ガス施設における保安検査期間変更事業

- ・ 特例措置を活用できる事業者が限られる。

21 1128 石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業

- ・ 試験研究施設の変更工事を行おうとする事業者が少ない。

(ウ) 提案主体が具体的な事業を想定していなかったもの(1措置)

提案主体が、特例措置の具体的な事業を想定せずに特例措置を提案したものが、次の1措置ある。

22 1210 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の柔軟化事業



ウ その他、第6回認定（平成16年12月）において、調査した特例措置を利用した特区計画が認定されたものや今後の具体的な活用予定があるもの（6措置）

（ア）第6回認定（平成16年12月）において、調査した特例措置を利用した特区計画が認定されたもの（4措置）

以下の4措置については、第6回認定において、特例措置を利用した特区計画が認定されたものである。

このうち508及び819は、いずれも既に3地方公共団体がそれぞれの特例措置を適用した特区計画の認定を受けており、更に3地方公共団体が特区計画の認定を受けた。

また、706及び1005は、いずれも既に2地方公共団体がそれぞれの特例措置を適用した特区計画の認定を受けており、更に1地方公共団体が特区計画の認定を受けた。

23 508 夜間大学院留学生受入れ事業

24 706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業

25 819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業

26 1005 農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業

（イ）地方公共団体による具体的な活用予定があったもの（2措置）

以下の2措置については、今回の調査の結果、地方公共団体において、それぞれの特例措置を適用する特区計画の認定申請の具体的な予定があった。

27 506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業

28 1208 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業

## 2 規制の特例措置別の調査結果

## 特例措置調査結果（101）

|  |   |                 |
|--|---|-----------------|
| 特例措置番号   | 101   |                 |
| 特例措置名  | 特殊海岸地域交通安全対策事業  |                 |
| 特例措置の概要  | <p>特区内に存する特殊海岸地域（路外走行用の仕様や装備を有しない自動車であっても円滑に通行可能で、かつ、道路交通法に基づく道路標識等による交通規制の実効性が確保される地理的条件を具備している砂浜等をいう。）の管理者たる地方公共団体が、地域振興のため当該地域を一般の自動車交通の用に供する場合において、当該自動車交通の安全と円滑を確保するため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県警察が地方公共団体と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出するものである。</p> |                 |
| 提案主体<br>（共同提案機関）   | 石川県 <sup>はくい</sup> 羽咋市（押水町・志雄町・羽咋郡市広域圏事務組合）【自然共生特区（千里浜なぎさドライブウェイ公園特区）】  |                 |
| 特例措置に係る<br>特区の認定状況   | 0件  |                 |
| 調査対象<br>機関   | 規制所管省庁  | 警察庁             |
|  | 提案主体  | 羽咋市・羽咋郡市広域圏事務組合 |
|  | 認定申請主体  | -               |
|  | ニーズ調査   | 地方公共団体 1        |
|  | その他   | 地方公共団体 1        |
| 調査結果   |   |                 |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）<br/>本特例措置に係る提案は1件（羽咋市等）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等<br/>該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体等の状況<br/>〔羽咋市〕<br/>（1）特区構想を提案した経緯<br/>能登半島国立公園の南端部に位置する千里浜なぎさドライブウェイ（全長約8km）は、なぎさ部分を車で走ることができる海岸であり、年間約84万人（車両台数約28万台）の観光客が訪れている。千里浜海岸の管理権限者は、海岸法（昭和31年法律第101号）に基づき石川県であるが、昭和41年度以降、羽咋市、押水町及び志雄町の共同事務として、羽咋郡市広域圏事務組合が、県から海岸法上の許可を得て、海水浴シーズンの夏季期間に通行帯を設ける等の交通安全対策事業等を行っている。</p> |   |                 |

同海岸は、自然を保全する目的から、車両等の乗入制限が必要である一方、観光資源としての良好な管理も大きな課題となっている。羽咋市は、本特例措置を利用して通年における交通安全対策を行うことのほか、海岸美化清掃、浜茶屋、貝売店、キャンプ場等の設営、利用料金の徴収（なぎさ公園の有料化）等の一体的管理を羽咋郡市広域圏事務組合において行うことを目的として、自然共生特区（千里浜なぎさドライブウェイ公園特区）を押水町・志雄町・羽咋郡市広域圏事務組合と共同提案した。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由

羽咋郡市広域圏事務組合（羽咋市・押水町・志雄町）が自然共生特区（千里浜なぎさドライブウェイ公園特区）において想定している事業を実施するためには、石川県から千里浜海岸の管理権限が移譲される必要がある。このため、同県と管理権限の移譲について協議を行っているが、同県では、交通規制の強化により、同海岸の魅力が低下すること、道路としての通年の維持管理が困難であること、現在、県が海岸の管理権限者として同組合に対して支出している補助金は、管理権限者でなくなることにより廃止することになるため、同組合において、現在のレベルの維持管理を継続することが困難であると考えられることなど、地元のデメリットが多く、むしろ、県の羽咋土木事務所が維持管理を強化することが最良であるとしている。

また、管理費用の財源に予定していた利用料金の徴収については、地元関係団体から強い反対があったため、断念している。

このようなことから、羽咋市では、特区計画の認定申請のめどは立っておらず、海岸の保全と観光資源の活用について、その手法・実施主体を含めて慎重に検討していきたいとしている。

なお、海岸の管理権限者である石川県では、これまで、本特例措置を利用することを検討したことがないとしている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、本特例措置の活用予定の有無を聴取した北海道では、本特例措置の適用が想定される特殊海岸地域を把握する必要が今までなかったことから、このような海岸があるかどうか承知しておらず、本特例措置に係る特区認定を申請する予定はないとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 本特例措置を提案した羽咋市等が本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由は、事業内容や海岸の管理について、関係者と十分に調整が行われていないことによると認められる。

(2) 本特例措置の適用対象となる特殊海岸地域は、千里浜海岸以外に想定することができないと考えられる。

## 特例措置調査結果（102）

|   |        |  |
|---|--------|--|
| 特例措置番号  |        | 102  |
| 特例措置名   |        | まちづくり交通安全対策事業  |
| 特例措置の概要   |        | 地方公共団体が中心市街地の活性化等を図るため、歩行者が安心して通行できる道路交通環境を整備する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した総合的なまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出するものである。 |
| 提案主体  |        | 松山市【歩いて暮らせる街づくり特区】   |
| 特例措置に係る特区の認定状況  |        | 1件（松山市【松山市観て歩いて暮せるまちづくり交通特区】）  |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁 | 警察庁  |
|   | 提案主体   | 松山市  |
|   | 認定申請主体 | 松山市  |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体 12、民間事業者・団体 2   |
|   | その他    | -  |
| 調査結果  |        |  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成 16 年 11 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は松山市による 1 件であり、同市は本特例措置を適用した特区計画の認定を受けている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>【歩いて暮らせる街づくり特区】（松山市）</p> <p>（1）提案及び認定申請を行った経緯</p> <p>松山市は、環境に配慮した人にやさしい都市づくりをテーマとして、歩行者重視のバリアフリーのまちづくりを行うことにより、都市居住の推進を図るとともに賑わい空間を創出し、空洞化する中心市街地の活性化を図るため、「歩いて暮らせる街づくり特区」構想を提案した。</p> <p>松山市は、同構想において、路上駐輪場の設置、車道内の自転車レーンの設置、車線削減、交通規制や信号制御の方法などを組み合わせることにより、歩行者重視の道路交通環境を整備することとしていた。</p> <p>本特例措置で認められた内容は、地域参加型の協議会が策定した総合的なまちづくりの計画に基づき、都道府県警察が交通規制を実施することであり、同構想のうち、車線削減と交通規制や信号制御の方法などに係る部分であった。</p> <p>同市では、本特例措置を適用することで、中心市街地の活性化等に一定の効果が見込めると判断し、特区計画の認定申請を行ったものである。</p> |        |  |

## (2) 事業の実施状況

松山市は、平成 15 年 11 月に、「松山市観て歩いて暮せるまちづくり交通特区」の認定を受け、特区内の 4 地区のうち、2 地区では、既に総合的なまちづくりの計画を策定するための協議会が設立され協議を行っており、他の 2 地区では、16 年 11 月に協議会が設立された。

## (3) 要件・手続等に関する意見

松山市では、本特例措置の活用の際し、要件・手続が過剰又は煩瑣なものとなっていないとしている。

## 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。

## 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、12 地方公共団体及び 2 団体等において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、活用予定があるとする機関はなく、金沢市及び東広島市は、次のとおり、特例措置を活用しなくても、同様の事業を行っている。

### (金沢市)

金沢市では、県警察職員、道路管理者、地域住民や事業者の代表、交通工学等に関する学識経験者から構成される「歩けるまちづくり審議会」を設置し、歩けるまちづくりを推進するために意見等を聴く体制を既に構築し、平成 16 年 3 月に「金沢市歩けるまちづくり基本方針」を策定しており、それに基づき、歩行者に配慮した交通環境を整備することとしている。

### (東広島市)

東広島市では、「西条駅前土地区画整理事業」の実施に当たり、安全で快適な歩行空間を確保、商店街の活性化等の目的のために、利用ルールを含む交通施設の整備計画を立案するために、地元商店街の代表等から構成される「中央通りまちづくり協議会」を設置し、同協議会には、地元の西条警察署の職員がオブザーバーとして参加している。

同市では、平成 16 年 4 月に中央通りの整備方針を策定し、今後、交通規制の変更等の事業を行うことを予定している。

また、同市では、地元警察署と事前の協議・情報交換等を十分に行えば、特例措置を活用するまでもなく、交通規制の変更等に特段の支障は生じないのではないかとしている。

## 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない理由は、本特例措置を活用しなくても市町村と都道府県警察・地元警察署が連携を図ることにより、特例措置による事業と同様の事業を実現することが可能であることによると認められる。

## 特例措置調査結果（103）

|   |        |  |
|---|--------|--|
| 特例措置番号  |        | 103  |
| 特例措置名   |        | ロボット公道実験円滑化事業  |
| 特例措置の概要   |        | 地方公共団体が、特区内の道路においてロボットの歩行又は移動を伴う実証実験を行うことにより企業、大学等の研究開発の促進を図る必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、そのような実験について道路使用許可の手続が円滑化するように、当該実験が許可対象行為であることを明確化するため、道路交通法第77条第1項第4号に基づく都道府県公安委員会規則の改正を行うよう、都道府県警察に対し通達を発出するものである。 |
| 提案主体<br>(共同提案機関)  |        | 福岡県(福岡市・北九州市)【ロボット開発・実証実験特区】   |
| 特例措置に係る<br>特区の認定状況  |        | 3件(神奈川県・川崎市【国際環境特区】、岐阜県【スイートバレエ・情場形成特区】、福岡県・福岡市・北九州市【ロボット開発・実証実験特区】)   |
| 調査対象<br>機関  | 規制所管省庁 | 警察庁  |
|   | 提案主体   | 福岡県・福岡市・北九州市   |
|   | 認定申請主体 | 神奈川県・川崎市、岐阜県、福岡県・福岡市・北九州市  |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体6、民間事業者・団体等5   |
|   | その他    | 民間事業者5   |
| 調査結果  |        |  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況(平成16年11月末現在)</p> <p>本特例措置に係る提案は1件(福岡県等)であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は3件(神奈川県等、岐阜県、福岡県等)である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>(1) 実施されている事業の内容等</p> <p>【ロボット開発・実証実験特区】(福岡県・福岡市・北九州市)</p> <p>ア 提案及び認定申請を行った経緯及び現状</p> <p>福岡県は、道路交通法上、公道上でロボットの歩行・走行を伴う実験を行うことの可否について、明確な規定がなく、明らかではなかったことから、公道上でのロボット実証実験を円滑に行うために、本特例措置を提案した。</p> <p>福岡県では、平成15年11月、本特例措置を盛り込んだ特区計画の認定を受けている。</p> <p>イ 事業の実施状況</p> <p>平成16年2月の実証実験開始から8月末までの間に、特例措置を適用して福岡市内及び北九州市内の公道において、巡回案内警備ロボットによる公道移動実験等、計21回の実証実験が実施されており、今後も、複数の実証実験が計画されている。</p> |        |  |

## 【国際環境特区】(神奈川県・川崎市)

### ア 認定申請を行った経緯

神奈川県では、産業の空洞化が進み、工場数、従業者数、出荷額ともに減少している川崎臨海地域を活性化するため、先端的な研究開発拠点や新産業の創出拠点の形成を目指し、「国際環境特区」を構想したものである。同県では、当該地域がレスキューロボットや災害シミュレーションを中心とした研究開発拠点となるとともに、その成果を活用したロボット産業の集積拠点やレスキュー活動拠点となり、防災対策の向上と地域振興の両面に寄与することを目指して、平成 14 年 7 月に「国際レスキューコンプレックス構想」を策定している。同構想において、レスキューロボットの開発がプロジェクトの一つとなっていることから、本特例措置について「国際環境特区」に追加したものであり、平成 15 年 11 月に同特区の変更計画が認定されている。

なお、川崎市については、国際環境特区が神奈川県との共同申請であるため、本特例措置を追加した際も、共同申請主体となっている。

### イ 事業の実施状況

ロボット開発を行っている NPO 法人では、文部科学省の「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」(計画期間：平成 14 年度から 18 年度)によるレスキューロボット等、次世代防災基盤技術の開発の委託を受け、開発中の無線操縦の蛇型ロボットについて、本特例措置を活用した 2 回の公道実験を行っている。実験では、当該ロボットが、道路を通行する車両等が発するノイズの影響を受けることなく正常に作動し、ダミー人形の位置と状態を正確にモニタリングできることを検証している。

## 【スイートバレー・情場形成特区】(岐阜県)

### ア 認定申請を行った経緯及び現状

岐阜県では、県南部地域の木曾三川流域を中心とした地域に、世界有数の先端技術産業集積地の形成を目指す「スイートバレー構想」を推進しており、特区制度を活用すれば同構想の一層の推進につながると考え、平成 15 年 4 月に特区の認定を受けている。

本特例措置については、ロボット産業創出に向けた研究開発拠点であるテクノプラザを中心とした関連産業の集積により、各種ロボット関連プロジェクトが加速することが期待されることから、特区計画に追加したものであり、同県では、平成 16 年 6 月に特区変更計画が認定されている。

これを受け、岐阜県道路交通法施行規則(昭和 35 年岐阜県公安委員会規則第 13 号)が改正され、平成 16 年 11 月に施行されている。

### イ 事業の実施予定

ロボット開発事業者は、開発している受付搬送小型ロボットのバーチャルリアリティ技術を基にした 3 次元画像処理技術や遠隔通信(無線)操作技術の検証を行うための公道実験を行う予定であるとしている。



## (2) 要件・手続等に関する意見

福岡県では、現在は、1日ないし5日間程度の実験であるが、ロボットの調整が、道路使用許可期間に間に合わないおそれもあり、このような事態への迅速かつ柔軟な対応ができない状況にあることから、長期間の使用許可が可能となるよう要望している。

福岡市及び北九州市においてロボット公道実証実験を行っているロボット開発事業者では、公道でのロボット実証実験は、同じ内容を何度も繰り返して行い、そのデータを蓄積することを目的としており、許可申請で提出している書類は毎回ほぼ同じ内容のものであるが、申請から許可まで1週間から2週間程度を要していることから、審査期間の短縮、将来的には、届出制とすることを要望している。

### 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。

### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、6地方公共団体及び5事業者等において、本特例措置の活用予定の有無を聴取した結果、大阪市及び神戸市では、次のとおり、事業者から具体的な要望があれば活用したいとしている。

また、手続について、様々な環境条件の公道で実証実験が可能となるように、特区内に限らず、全国展開とすることや、許可期間について、一回の申請で長期間の実験が可能となるよう要望している。

(大阪市)

大阪市内では、ロボット開発のための実証実験として、現在までに、公共屋内スペースでのコミュニケーションロボットの試験が実施されており、平成17年度には、商店街、地下道、一般道といった公道での試験ニーズが予想されていることから、要望があった場合、迅速に対応できるよう、本特例措置の活用を含め、現在準備を進めている。

(神戸市)

神戸市では、実施主体となる市内研究機関・企業等から本特例措置の活用に関する具体的な相談はないが、市内企業等からのロボットに関する具体的な研究開発案件の相談なども出てきており、具体的な要望があれば、本特例措置を活用したいとしている。

また、同市では、公道でのロボット実証実験を行う場合、特区内で行わなければならないが、特区内にない様々な環境条件の公道、例えば山道等での試験の要望が出てくる可能性が高いことから、本特例措置の全国展開を要望している。

(ロボット開発事業者)

コミュニケーションロボットを開発している事業者では、今後、様々な場所での長期間の公道実験を予定しており、手続について、実験ごとに申請するのではなく、1年間等の長期間の実験の実施が可能となるよう要望している。

(社団法人日本ロボット工業会)

社団法人日本ロボット工業会では、現在、公道実験が想定されるロボットは、車輪で移動するロボットであり、警備・案内・清掃を行うロボットや、人間が行けないような

場所へ向かう災害救助を業務内容とするロボットであるとしている。メカニズムが複雑である二足歩行ロボットは、まだ公道で自由に歩かせるような技術段階に至っていないため、現段階で公道実験を行うことは難しいとしている。

同会では、様々な電波が飛び交う公道では、無線が混信するおそれがあることなど、実験室内では予測できない問題が生じるおそれがあり、事業者は、実験室で想定される問題をすべて解決した上で、予測できない問題が発生しないかという実証を公道で行うのであり、具体的な事業者名を把握していないものの、本特例措置に対してニーズはあるとしている。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない理由としては、公道実験を想定したロボットを開発している事業者が限られていることが挙げられる。

なお、本特例措置の活用予定の有無を聴取した地方公共団体の中には、事業者からの要望があり次第、活用したいとする団体がみられた。

## 特例措置調査結果（203）

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 特例措置番号  | 203   |        |
| 特例措置名   | 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業   |        |
| 特例措置の概要   | <p>特区内に存する試験研究機関等の研究職員が人事院規則 14-19 に基づき監査役兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ監査役兼業に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものである。</p> |        |
| 提案主体  | 堺市【国際楽市楽座特区】、京都市【知の創出・活用特区】   |        |
| 特例措置に係る特区の認定状況  | 0 件   |        |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁  | 人事院    |
|   | 提案主体  | 堺市、京都市 |
|   | 認定申請主体  | -      |
|   | ニーズ調査   | -      |
|   | その他   | -      |
| 調査結果  |   |        |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成 16 年 11 月末現在）<br/>         本特例措置に係る提案は、2 件（堺市、京都市）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等<br/>         該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで本特例措置を適用した認定申請をしていない地方公共団体の状況〔堺市〕</p> <p>（1）特区構想の概要<br/>         「国際楽市楽座特区」は、堺市臨海部や中心市街地などの低・未利用地を活用し、市域全体の経済の再生と活性化を図るため、中世の特区ともいえる「楽市楽座」をモデルとして、外国人研究者の在留要件の緩和、大学設置基準の緩和、事業用定期借地権の期間設定の自由化等本特例措置を含め、海外からの人材確保や事業所の誘致等に関する規制の特例措置計 9 事項を提案し、民間事業者が事業計画を策定する場合に、これら特例措置を組み合わせ活用することを想定したものである。</p> <p>（2）本特例措置に係る提案を行った理由<br/>         本特例措置に係る提案を行った理由は、特区で実施を想定する環境関連産業・研</p> |   |        |

究開発（廃棄物リサイクル業等）事業等の円滑な運営のために、国立大学や国の試験研究機関等の研究者が株式会社等の役員となることができることによって、堺市臨海部への企業進出のインセンティブの一つとなり、また、企業進出後は、大学等の持つアイデア、技術等を活用することにより、企業の新規事業への進出を支援することが可能となると考えたためである。

（３）本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行っていない理由

本特例措置については、国立大学が国立大学法人化されたことに伴い、国立大学の教員が適用対象から除外され、国の試験研究機関等（計 63 機関）の研究職員に限定されたこともあり、本特例措置を活用して事業を実施したいとする民間事業者が現れていないことから、特区の認定申請に至っていない。

なお、本特例措置においては、兼業しようとする職員が所属する試験研究機関等について、「当該特区内に在する」という要件が課されており、特区計画の認定申請を行うことができる地方公共団体は、国の試験研究機関等が所在するものに限定された。しかし、堺市では、同市内には国の試験研究機関等が所在しないため、研究職員が兼業しようとする場合、当該試験研究機関等が所在する地方公共団体と共同申請する必要があるが、他の地方公共団体には特段のメリットがないことから共同申請についての理解を得ることは困難であるとしている。

〔京都市〕

（１）特区構想の概要

京都市を区域とする「知の創出・活用特区」は、多くの大学・短期大学が所在し、学生、教員及び研究者等の多彩な人材や様々な分野の知識の集積が独創的な企業を生み出してきた地域特性をいかし、大学の設置や運営に関する規制の特例措置を導入することにより、各大学の創意による個性豊かな大学作りの推進、産学と行政の連携による研究開発の促進・新事業の創出等を進める構想であり、平成 15 年 4 月に認定を受けている。

（２）本特例措置を提案した理由

本特例措置については、大学の知的資源をいかし、産学連携を図る観点から提案したものである。京都市では、具体的には、監査役による取締役の職務執行の監査権限は幅広く、企業の活性化への寄与が十分期待でき、知識、技術等を有する大学とそれをいかすビジネスを考える企業との関与の機会が増えることにより、新規産業の創出や経営上問題を抱えている企業へのアドバイスを行うなどの連携を期待していた。

（３）本特例措置を活用していない理由

知の創出・活用特区の認定を受け、京都大学において、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設利用事業（「京大ベンチャーズ」）を平成 15 年 8 月に開始しており、4 団体（ベンチャー企業）が参画し、事業を展開している。

その事業展開に際し、国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業（特例措置

201、名称は認定当時のもの)、国の試験研究施設の使用手続の迅速化事業(特例措置815)等の特例措置を適用しているが、本特例措置は、適用していない。

これについて、京都市は、本特例措置には一定のニーズがあるものと期待して提案を行ったが、特区認定申請時点において、具体的な適用ケースを見出せなかったため、本特例措置に関する申請を見送ったとしている。

なお、知の創出・活用特区は、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国立大学教員に係る規制の特例措置が不要となったため、認定が取り消されているが、京都市は、本特例措置について、国の試験研究機関等の研究職員に対する適用に限定されており、今後の活用予定はないとしている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況  
該当なし

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 本特例措置に係る提案をしている堺市及び京都市が特区計画の認定申請を行っていない理由は、国立大学の国立大学法人化に伴い、国立大学教員が適用対象から除外されたこともあり、本特例措置を活用して事業を行う例がまだないことによる。

なお、堺市は、国の試験研究機関等が特区内に所在することが適用要件となっていることから、堺市のみでは認定申請できず、今後、本特例措置を活用して事業を実施したいとする民間事業者が現れたとしても、認定を申請することは難しいとしている。

京都市においても、本来、国立大学教員を想定していた提案であるため、国の試験研究機関等の研究職員に対する適用に限定されている現在の本特例措置について、今後の活用予定はないとしている。

(2) 勤務時間外の監査役兼業については、人事院において、各府省等からの報告により把握しており、それによると、これまで国の試験研究機関等の研究職員による監査役兼業の例はないことから、国の試験研究機関等の研究職員に適用が限定される本特例措置の今後の活用は見込まれないことが予想される。

## 特例措置調査結果（410）

|   |        |   |
|---|--------|---|
| 特例措置番号  |        | 410   |
| 特例措置名   |        | 国内衛星の地上での無線通信免許手続簡素化事業  |
| 特例措置の概要   |        | 宇宙空間で使用する国内の人工衛星の無線局について、既存無線局との混信保護条件を満たす場合には、当該無線局の予備免許の段階で、打ち上げ前の機能確認のために通信を行うことを可能とし、当該機能確認のための通信に係る無線局免許手続を不要とする。また、人工衛星の機能を確認する際に使用される地上に設置される確認用無線局（実験局）については、ロケットの打ち上げ計画に沿って継続的に使用する場合であって、同様に既存無線局との混信保護条件を満たすものであるときは、5年を限度として当該ロケットのロケット打ち上げ計画に沿った期間の長期的な使用を可能とする。 |
| 提案主体<br>（共同提案機関）  |        | 宇宙開発事業団（鹿児島県）【宇宙開発特区】<br>（宇宙開発事業団は平成15年10月、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に統合）   |
| 特例措置に係る<br>特区の認定状況  |        | 1件（鹿児島県【宇宙開発特区】）  |
| 調査対象<br>機関  | 規制所管省庁 | 総務省   |
|   | 提案主体   | 鹿児島県・独立行政法人宇宙航空研究開発機構   |
|   | 認定申請主体 | 鹿児島県  |
|   | ニーズ調査  |   |
|   | その他    |   |
| 調査結果  |        |   |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は、鹿児島県及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）の共同提案による1件であり、鹿児島県は本特例措置を適用した特区計画の認定を受けている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>【宇宙開発特区】（鹿児島県・JAXA）</p> <p>（1）特区構想を提案した経緯</p> <p>欧米諸国においては、人工衛星の打ち上げを国家的戦略事業と位置付け、円滑に進められるよう有形無形の支援が行われているが、我が国の打ち上げ事業は種々の一般の規制の下にある。</p> <p>このため、我が国の人工衛星打ち上げ射場が集中している鹿児島県の特性をいかし、宇宙産業の特殊性に合わせて高圧ガス保安法、電波法等の運用を緩和することにより、諸外国と同程度の利便性が得られること、また、相互主義に基づき人工衛星等の輸入消費税を免税にすること等により、我が国の人工衛星打ち上げサー</p> |        |   |

ビス事業者に、他国と同等の競争機会を与えることを目指す特区を構想した。

具体的には、下記の9事項の規制の特例措置を提案し、2及び3に係る特例措置が認められた。(4については、現行制度上で認められているものであった。)

- 1 人工衛星打上射場の保税工場への指定
- 2 高压ガス保安法の特別充填許可・特別認定の一般制度化(特例措置 1129-1)
- 3 電波法に基づく無線局免許の対象の見直し(特例措置 410)
- 4 電波法に基づく異免許人間通信の許容
- 5 労働安全衛生法のクレーン等の運転の資格緩和
- 6 税制上の優遇
- 7 人工衛星打ち上げサービス用インフラの廉価での利用
- 8 人工衛星に関する輸入消費税の免税
- 9 人工衛星打ち上げサービスへの輸出免税の適用

鹿児島県では、本特例措置を適用する特区計画について、平成15年11月に認定を受けている。

## (2) 要件・手続等に関する意見

本特例措置の提案主体であるJAXAでは、これまで、打ち上げ前の機能確認を行うため、人工衛星、地上設備ともに衛星1機ごとに無線免許を得る必要があったが、本特例措置により、人工衛星については不要とされ、地上設備の無線免許については、打ち上げ計画期間内(最長5年間)であれば1機ごとの免許は不要とされた(下表参照)。

無線免許の特区での対応表

| 区 分             |      | 無線免許の必要状態 |                              |
|-----------------|------|-----------|------------------------------|
|                 |      | 特区認定前     | 特区認定後                        |
| 打ち上げ前<br>(機能確認) | 人工衛星 | 衛星1機ごとに必要 | <u>不要</u>                    |
|                 | 地上設備 | 衛星1機ごとに必要 | <u>打ち上げ計画期間内<br/>(5年間)有効</u> |
| 打ち上げ後           | 人工衛星 | 衛星1機ごとに必要 | 必要                           |
|                 | 地上設備 | 衛星1機ごとに必要 | 必要                           |

(注) 鹿児島県の資料に基づき当省が作成した。

しかし、打ち上げ予定の人工衛星(受側)の周波数は、国際電気通信連合憲章附属無線通信規則に基づく国際調整が必要であり、約2年先に打ち上げるものまでしか分からないため、約3年先から約5年先の周波数について、地上設備(出力側)の免許申請書には記載できず、九州総合通信局の免許を受けることができなくなっている。これについて、JAXAは、総務省本省及び九州総合通信局と手続について協議中であり、現段階では約3年先以降の未承認の周波数についてはある程度の幅を持たせて記入することで運用される方向となっているとしている。

なお、平成15年11月(H-A6号機)の打ち上げ失敗により当初計画していた打ち上げスケジュールが遅れているため、JAXAでは、上述した周波数記載の問題が解決しても、特例措置の活用は、打ち上げ業務の民間企業への移管が完了する平成17年度以降になる予定であるとしている。

- 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況  
本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。
- 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況  
本特例制度を活用できるのは、人工衛星打ち上げ地のみであることから、既に特区認定を受けている鹿児島県・JAXA以外による活用は見込まれない。
- 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等  
本特例措置の活用は、鹿児島県・JAXA以外に想定されない。  
なお、既に、鹿児島県は、本特例措置を適用した特区計画の認定を受けているが、その直後のロケット打ち上げ失敗による事業計画の遅れにより、現在まで本特例措置は活用されていない。本特例措置の活用は、打ち上げ業務を民間に移管した後の打ち上げ時になる見込みである。



## 特例措置調査結果（506）

|   |        |  |
|---|--------|--|
| 特例措置番号  |        | 506  |
| 特例措置名   |        | 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業   |
| 特例措置の概要   |        | 研修生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該業種が当該地域における主な産業である地域において、当該業種に関する研修生派遣国との間の密接な経済交流（特区内の事業所全部の研修生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること等）、当該地域の雇用状況への配慮、研修生の帰国後の就業状況の確認等を前提に、受入人数枠を拡大する特例措置を講ずるものである。 |
| 提案主体<br>(共同提案機関)  |        | 北斗国際交流事業協同組合【オホーツク海さるふつ外国人研修生受入れ特区】、西条市（今治市・新居浜市・東予市）【愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区】、三菱地所株式会社【国際人材育成・技術交流特区】  |
| 特例措置に係る<br>特区の認定状況  |        | 2件（猿払村【オホーツク海さるふつ外国人研修生受入れ特区】、今治市・新居浜市・西条市・東予市・小松町・丹原町・朝倉村・玉川町・波方町・大西町・菊間町【愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区】）  |
| 調査対象<br>機関  | 規制所管省庁 | 法務省  |
|   | 提案主体   | 北斗国際交流事業協同組合、西条市（今治市・新居浜市・東予市）、三菱地所株式会社  |
|   | 認定申請主体 | 猿払村、西条市  |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体3、民間事業者・団体等6   |
|   | その他    | 民間事業者3   |
| 調査結果  |        |  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は3件（北斗国際交流事業協同組合、西条市等、三菱地所株式会社）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は2件（猿払村、西条市等）となっている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>(1) 実施されている事業の内容等</p> <p>【オホーツク海さるふつ外国人研修生受入れ特区】</p> <p>猿払村では、平成10年度から水産加工業者が中国人研修生を受け入れており、平成16年11月現在、北斗国際交流事業協同組合及び村内の水産加工業者5事業者で、研修生・技能実習生計69名を受け入れている。</p> <p>近年、若年労働力の水産加工業への就業の減少及び作業員の高齢化が進み、作業の効率化・効率化の課題解消のため、本特例措置を活用することにより、研修生の受入数を</p> |        |  |

15名程度増加させるものである。

なお、中国からの研修生の受入れは、受入れの前年の6月ごろに現地に赴いて、採用試験を実施し、翌年2月ごろに日本へ招聘<sup>しゅうへい</sup>し1か月の日本語等の研修を行い、4月ごろから技術・技能の研修を行っている。このため、当該特区の認定が平成16年3月であったため、本特例措置の活用による研修生の受入れは17年2月ごろを予定している。

#### 【愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区】

西条市等愛媛県内の瀬戸内臨海部に位置する労働集約型産業の鉄工業、縫製業等の中小企業は、海外の輸入品との競合、取引先の海外移転等により厳しい環境にあることから、本特例措置を活用した外国人研修生の受入人数枠の拡大による人件費の抑制を通じた経営の安定、強化を期待して特区構想を提案した。

西条市内の事業者では、平成16年10月1日現在、5事業者（繊維関係4事業者、鉄工関係1事業者）が本特例措置を活用しており、16年度末までには、特例措置を活用する事業者は更に増えると予想されるとしている。

今回調査した西条鉄工団地協同組合では、鉄工関係事業者で実際に特例措置を活用している者が1事業者にとどまっていることについて、受入事業者において、外国人研修生の受入数の増加に伴う宿泊施設の確保等環境の整備が遅れていることによるとしている。

本特例措置の活用は、平成16年4月の外国人研修生受入れから行われており、開始から半年しか経過しておらず、経営基盤の安定強化等の効果を検証できる段階には至っていない。

#### (2) 要件・手続等に関する意見

本特例措置が適用される特区の地域的要件のうち、「当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の研修生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること」について、猿払村では、「猿払村から中国へのホタテの輸出は多く、10億円以上の要件を満たすことは確実であると思われた。しかし、正確な金額を算出することを求められたため、直接の出荷先である北海道漁業協同組合連合会（以下「道漁連」という。）に金額の算出を依頼し、道漁連では伝票を1枚ずつ計算することとなり、作業に1か月を要した。外国への輸出額を算出する場合、道漁連のような団体や商社によるおおよその額の証明で足りるようにしてほしい。」としている。

また、特区として認定された猿払村に対し、複数の地方公共団体から直接、間接の問い合わせがあったが、同村は、その際、問い合わせをしてきた地方公共団体にとっては、取引額要件を満たすことが大きな課題となっているとの印象を受けているとして、北海道の主力産業である漁業、水産加工業の活性化が図られるように、取引額要件の緩和又は撤廃を要望している。

法務省は、10億円以上とした取引要件について、本来の研修生の受入基準の一要件（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）研修の項第6八）を参考に設けているものであり、研修生派遣国との間の密接な経済交流があること、研修生を受け入れて研修を実施することについて合理的な理由が存在することを確認し、また、技術移転が確実に図られることを確保するとの

観点から設けているものであるとしている。

### 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない提案主体の状況

〔三菱地所株式会社〕

#### (1) 規制の特例措置の提案理由

三菱地所(株)は、社団法人日本経済団体連合会から構造改革特区に関する提案を積極的に行うよう働きかけを受けたことをきっかけとし、千葉市及び佐倉市にまたがる企業向け分譲地「ちばりサーチパーク」(平成15年9月から約35.9haの土地分譲を開始し、約2.3haが分譲済み)について、将来進出すると想定される企業等が海外留学生等向け高等教育機関の創設、国際技術交流センターの創設等の事業を実施できるようにすることで分譲地の付加価値を高め、企業の集積が高まることを期待し、外国人の在留資格要件(研修受入れ機関の条件)の緩和等4事項の特例措置を提案している。

#### (2) 認定申請を行っていない理由

本特例措置については、事業主体となり得る中核的な企業が進出した時点で、特区の認定申請を地方公共団体とともに検討することになる。

### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、3地方公共団体及び6民間事業者・団体等において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、北海道<sup>えさし</sup>枝幸町及び<sup>はまとんべつ</sup>浜頓別町において具体的な活用予定を有している。

(協同組合)

当該協同組合は、2町内の水産関係業者21社で構成されているが、両町は、ホタテ・鮭鱒・毛ガニの漁獲を中心とする漁業、水産加工業の生産額・従事者数が多く、両町の主力産業となっている。

同組合は、猿払村と同じ条件等にある両町でも特区の活用ができないか検討しており、平成16年3月に、同組合から両町に要請書を提出し、特区計画の認定申請を行うよう求めている。

これに対し両町では、認定申請に前向きな意向であるが、現在、町村合併が進められており、これにめどがつく平成17年1月以降に認定申請の作業を開始する予定としている。

### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 本特例措置に係る提案をした三菱地所株式会社に係る特区の認定申請が行われていない理由は、本特例措置を活用する事業の主体となり得る中核事業者がまだ現れていないことによる。

(2) 今後、本特例措置を活用した特区の認定申請を具体的に検討している地方公共団体があることが認められた。

## 特例措置調査結果（508）

|   |        |  |
|---|--------|--|
| 特例措置番号  |        | 508  |
| 特例措置名   |        | 夜間大学院留学生受入れ事業  |
| 特例措置の概要   |        | 夜間に授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、当該大学院が置かれる大学による在籍管理が徹底される場合には、専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている現行の「留学」の在留資格に係る基準を適用しないこととし、また、当該留学生について、現行の留学生と同様、週28時間以内（教育機関の長期休業期間にあつては、1日について8時間以内）の包括的な資格外活動の許可を与えることとするものである。 |
| 提案主体  |        | 福岡県・福岡市【福岡アジアビジネス特区】   |
| 特例措置に係る特区の認定状況  |        | 3件（札幌市・小樽市【ビジネス人材育成特区】、大阪市【ビジネス人材育成特区】、福岡県・福岡市【福岡アジアビジネス特区】）   |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁 | 法務省  |
|   | 提案主体   | 福岡県・福岡市  |
|   | 認定申請主体 | 小樽市、大阪市、福岡県・福岡市  |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体1、大学・大学院4  |
|   | その他    | 大学院3   |
| 調査結果  |        |  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（福岡県・福岡市）であり、平成16年11月末現在、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は3件（札幌市・小樽市、大阪市、福岡県・福岡市）となっている。</p> <p>なお、本特例措置については、第6回認定（平成16年12月）において、新たに3件（キャリア教育推進特区（千代田区）、専門職育成特区（新宿区）、国際交流型公共政策拠点形成特区（山梨県））の認定が行われている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>【ビジネス人材育成特区】（札幌市・小樽市）</p> <p>ビジネス人材育成特区は、都市が持続的に活力を維持していくために既存産業のイノベーション、新産業の創出・導入、さらには国際化を進めていくことが必要であると判断し、小樽商科大学ビジネススクール（夜間大学院）において留学生の受入れを可能にすることにより、外国から起業を志す人材、多様な知識や経験を有する人材を幅広く受入れることができ、他の大学院生が刺激されるという相乗効果とともに、新規事業開発や事業革新の有能な担い手が輩出されることを期待して認定申請を行い、平成16年6月に認定を受けている。</p> <p>同スクールの出願は、前期（平成16年9月）と後期（17年1月）の二回に分けられ、前</p> |        |  |

期の出願では、周知の期間が短いこともあって応募がなかったが、後期の出願に向けて、更に積極的に周知を図っていくこととしている。

#### 【ビジネス人材育成特区】(大阪市)

大阪市のビジネス人材育成特区は、昨今、大阪市内から多くの大学が撤退するなど、大阪が持つ知的創造機能が低下していることに対応するため、学校設置会社による大学・専門職大学院の設置を進めるとともに、平成 15 年 4 月に開講した大阪市立大学大学院創造都市研究科(修士課程、修業年限 2 年)において、多様な知識・経験を持つ留学生を積極的に受け入れ、これら留学生と日本人学生が交流・研鑽<sup>けんさん</sup>し合うことによって、新しいビジネス創出の担い手を輩出することを目指すものである。

夜間大学院に入学する留学生には、「留学」の在留資格が付与されないため、海外からの留学生の受け入れが困難となっており、特に、都市ビジネス専攻講座の一つである「アジア・ビジネス研究分野」では、アジアで学び、働いてきた学生の積極的な参画を期待しているが、このような趣旨に合致する学生の受け入れができない状況となっていたため、本特例措置を適用することとしたものである。

同研究科の外国人留学生は、本特例措置適用前の平成 15 年度には昼夜開講している都市情報学専攻の 1 人のみであったが、本特例措置適用後の 16 年度には、都市ビジネス専攻に 9 人(中国籍 8 人、ベトナム籍 1 人)が入学している。

なお、同専攻には、ほかに平成 15 年度から「家族滞在」資格の中国籍学生が 1 人在籍しているが、本特例措置の適用により、16 年度から在留資格を「留学」に切り替えており、これを含めると同専攻には現在外国人留学生 10 人(中国籍 9 人、ベトナム籍 1 人)が在籍している。

同大学では、定員 120 人の 10% に当たる 12 人をめどに外国人留学生を受け入れる予定であり、初年度 10 人の留学生受け入れができたことについては、まずまず成功したのではないかとしている。これにより、同研究科の目的の一つである日本人学生と外国人留学生の交流・研鑽による新しいビジネス創出の担い手育成の基盤整備が推進されたとしている。

#### 【福岡アジアビジネス特区】(福岡県・福岡市)

福岡アジアビジネス特区は、人材活用、創業、研究開発、国際港湾機能などの分野における規制の緩和により、これらの特性を更にいかして、アジアにおけるビジネス拠点を目指し、16 の規制の特例措置を提案しており、そのうちの一つが本特例措置である。

本特例措置を活用し、九州大学ビジネス・スクールでは、平成 15 年度に 1 名(他の在留資格から留学への切り替え更新)、16 年度に 4 名の留学生が「留学」の在留資格で入学している(なお、16 年 10 月 22 日現在、17 年度の志願者 91 名中、外国籍の者 10 名となっており、17 年度も留学による入学者が見込まれる。)

#### (2) 要件・手続等に関する意見

今回調査した機関においては、要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとの意見はなかった。

3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、1 地方公共団体及び 2 大学(大学院を設置している大学)において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果では、夜間制の大学院についての設置構想が現在ないとして、活用予定があるとする機関はなかった。

また、平成 16 年度において、専ら夜間において教育を行っている大学院は、国立 8、公立 2、私立 12 計 22 院設置(今回調査した大阪市立大学大学院等を含む。)されており、国際ビジネス等に関する研究科を設置している 2 大学院を抽出して確認したところ、留学生募集に関する特段の方針を有していないことから、本特例措置の活用予定はないとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置については、提案主体によるものを含め、3 件の特区が認定を受けており、また、第 6 回認定において、本特例措置を活用するものが更に 3 件認定されている。

## 特例措置調査結果（601）

|   |        |   |
|---|--------|---|
| 特例措置番号  |        | 601   |
| 特例措置名   |        | 短期滞在査証の発給手続の簡素化事業   |
| 特例措置の概要   |        | <p>1 特区内の島嶼<sup>とうしよ</sup>を修学旅行を目的として訪問する韓国人修学旅行生及び教師その他の引率者の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、査証申請者が修学旅行生及び引率者であることを学校側が文書で証明する場合には、提出書類のうち住民登録証明書を不要とすることで短期滞在査証の発給手続を簡素化する。</p> <p>2 特区内の島嶼を訪問する観光旅行社主催の韓国人団体観光客の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、観光旅行社が、査証申請時に提出する日程どおりに旅行者全員を帰国させる旨保証する誓約書を提出する場合には、提出書類のうち在職証明書等の職業に関する書類を不要とすることで短期滞在査証の発給手続を簡素化する。</p> |
| 提案主体  |        | 長崎県【しま交流人口拡大特区】、 沖縄県【国際観光・保養特区】   |
| 特例措置に係る特区の認定状況  |        | 2件（ 長崎県【しま交流人口拡大特区】、 香川県【瀬戸内海国際観光特区】）   |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁 | 外務省   |
|   | 提案主体   | 長崎県、沖縄県   |
|   | 認定申請主体 | 長崎県、香川県   |
|   | ニーズ調査  | 民間事業者 1   |
|   | その他    | -   |
| 調査結果  |        |   |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成 16 年 11 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は 2 件（長崎県、沖縄県）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は 2 件（長崎県、香川県）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>【しま交流人口拡大特区】（長崎県）</p> <p>少子高齢化、人口減少が進む対馬において、交流人口の拡大と観光産業の振興による地域の活性化を目指す方策の一つとして、対馬に最も近く、古くから交流もあり、国際航路が対馬との間を結んでおり現在も観光客の行き来がある韓国の観光客をターゲットに定め、現在認められていない相互主義による査証の免除を行うことにより、韓国人観光客の増大を目指すため提案を行った。その後、平成 15 年 10 月に特区申請を行い、同年 11 月 28 日の認定により対馬への韓国人修学旅行生・韓国人団体観光客について、本特例措置が適用されることとなった。</p> <p>長崎県は、特区認定後、釜山の旅行会社（約 10 社）に対して、周知・広報用のチラシ</p> |        |   |

シを作成し、特例措置が活用できることをPRしてきた。

しかし、特区認定後、約10か月が経過し韓国人観光客は順調に増加しているものの、長崎県が旅行会社に確認した結果、いずれも個人で査証を取得しており、本特例措置を活用して査証を取得し来島した韓国人観光客はまだ例がないとしている。

なお、修学旅行生については、認定以前から来島実績はない。

長崎県は、今後とも機会あるごとに本特例措置の活用について、周知活動を行っていききたいとしている。

#### 【瀬戸内海国際観光特区】(香川県)

香川県は、県唯一の国際定期航空路である高松・ソウル便が、重症急性呼吸器症候群(SARS)の影響で、認定申請前の平成15年度前半には搭乗率が56.5%に落ち込んでいたことから、韓国からの観光客の誘致活動の一環として、特区の認定申請を行った。

本特例措置は、既に香川県が実施している外国人観光客誘致対策事業(注)等との相乗効果を発揮して、韓国人観光客が増加することを期待して提案したものである。

香川県は、平成16年9月にソウルの日本大使館に本特例措置を活用した韓国人団体観光客数の実績を照会しているが、その時点では、実績は判明していなかったため、効果が把握できなかったとしている。

なお、外務省は、その後集計した結果、本特例措置の活用実績はないとしている。

(注) 国際定期航空路のソウル便や国際チャーター便を利用し、県内の宿泊施設に宿泊するツアーを実施する旅行会社に対し助成(平成15年度予算は741万円)

### (2) 要件・手続等に関する意見

長崎県及び香川県とも本特例措置の適用に際し、要件・手続が過剰又は煩瑣である状況はないとしている。

### 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

#### 〔沖縄県〕

沖縄県は、同県への直行便のある台湾、香港及び韓国の住民が観光旅行会社主催の団体観光旅行で沖縄を訪問する場合の査証免除を3次にわたり提案しているが、認められた内容は、韓国人修学旅行生の引率者及び観光旅行会社主催の韓国人団体旅行客について、誓約書提出等により一部提出書類を不要とする、査証発給手続の簡素化であった。

また、沖縄県においては、平成11年以降、政府の沖縄振興特別対策の一環として、近隣諸国・地域からの沖縄訪問客の増加を図るため、以下のような査証手続の緩和措置が講じられている。

沖縄を訪問するすべての観光客に対する一次査証の手数料免除

台湾、香港及び韓国の住民が団体観光旅行で沖縄を訪問する場合の査証発給手続の簡素化(各人ごとの査証申請書及び写真の提出免除)

沖縄県に数次にわたり渡航を希望する台湾住民に対する数次査証の滞在期間等の拡大

したがって、沖縄県は次の理由から、当該特例措置の活用予定はないとしている。

沖縄県では、既に沖縄振興特別対策の一環として、各人ごとの査証申請書及び写真の



提出免除等の手続の簡素化等が実施されていること。

当該特例措置を活用すれば、韓国人修学旅行生の引率者及び観光旅行会社主催の韓国人団体旅行客について、更なる査証発給手続の簡素化（住民登録証明書又は在職証明書等の免除）が図られる面もあるが、認められた特例措置の内容は、沖縄県が提案した査証免除ではないため、明確な効果が期待できないこと。

近接する東アジア諸国・地域については、韓国及び中国の修学旅行生に対する査証免除などにみられるように、全国的に査証免除の流れにあることから、認定計画作成等の手続的な負担をしてまで認定申請をするメリットはないと考えていること。

#### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

（民間事業者（旅行会社））

当該旅行会社は、韓国人向けの沖縄旅行プランを韓国の観光旅行会社に提供しているが、観光旅行会社主催の韓国人団体旅行客の査証申請について、在職証明書等の職業に関する書類を不要とすることには賛成であるとしているものの、本特例措置では観光旅行会社が誓約書を提出することが条件となっており、観光旅行会社が万一の場合の責任を負担するものであり、活用できないとしている。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

- （1）本特例措置に係る提案をした沖縄県では、本特例措置を適用した特区計画の認定申請をしていない理由として、既に沖縄振興特別対策の一環として、各人ごとの申請書免除等の査証発給手続の簡素化が実施されていること、認められた特例措置の内容が沖縄県の提案した査証免除ではないため、明確な効果が期待できないことを挙げている。
- （2）本特例措置は、特区内の島嶼を訪問することを前提とするものであり、今後も活用が限定されると思われる。

## 特例措置調査結果（602）

|   |        |  |
|---|--------|--|
| 特例措置番号  |        | 602  |
| 特例措置名   |        | 数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業  |
| 特例措置の概要   |        | <p>1 数次査証発給のためには在外公館からの個別の本省経伺が必要であるものを、地方公共団体より通報されるガスパイプラインの設置、コンビナートの建設など公共性の強いプロジェクトに関連して特区内と本国を繰り返し往来する必要があるロシア人について、地方公共団体の長が書面で身元を保証する場合には、本省経伺を要せず在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。</p> <p>2 査証申請書類は原本の提出が必要とされているが、上記1のプロジェクトに関連するロシア人については、地方公共団体の長が書面で身元を保証する場合には、当該申請者にFAXで送付された本邦企業側からの招聘理由書及び滞在予定表等の書類並びに地方公共団体からの身元保証書を添付して査証申請することを認めるもの。ただし、正式な書類（原本及び写し）については、追って別途申請者より提出する必要がある。</p> |
| 提案主体  |        | 稚内市【国際交流特区】  |
| 特例措置に係る特区の認定状況  |        | 1件（稚内市【国際交流特区】）  |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁 | 外務省  |
|   | 提案主体   | 稚内市  |
|   | 認定申請主体 | 稚内市  |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体 2   |
|   | その他    | 民間事業者 2  |
| 調査結果  |        |  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は、稚内市による1件であり、同市は本特例措置を適用した特区計画の認定を受けている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>【国際交流特区】（稚内市）</p> <p>（1）提案等の経緯</p> <p>稚内市は、日本の最北端に位置し、サハリン州まで43kmの国境の都市であり、国際定期フェリーが就航しているなど、サハリン州への日本の玄関口として、人・ものの流れが活発化しているという地理的特性や交流実績をいかし、国際交流事業、サハリン石油ガス開発支援事業、新エネルギー開発導入事業の実施と合わせて、査証免除、外国人労働者の参入等の規制の特例措置を提案した。</p> <p>査証免除は、特例措置として認められなかったが、本特例措置の有用性はあると考え、</p> |        |  |

稚内市は、平成 15 年 10 月に計画変更の認定申請（変更内容：本特例措置の追加及び区域の拡大）を行い、認定（15 年 11 月）を受けている。

## （２）事業の実施状況

本特例措置については、本省経伺を要せず<sup>1</sup>に在外公館限りで数次査証を発給するための要件として、地方公共団体の長による書面での身元保証が求められていることから、同市は、「数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業実施要綱」を策定し（平成 16 年 3 月施行）、身元保証に係る手続等を定めており、また、ロシア語版の要綱を作成し、16 年 3 月に、同市サハリン事務所が数次短期滞在査証の発給の必要性が見込まれるロシア側の通関業務等を行う国際物流会社に出向いて配布し、16 年 4 月から本特例措置の適用者の登録申請の受付を行っているが、同年 10 月末現在、この申請実績はなく、本特例措置の適用による効果はまだ発現していない。

なお、申請実績がないことについて、同市は、「数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業実施要綱」の策定に当たり、市長が身元保証しなければならないことから慎重に厳格に対処して作業したこともあり、調整に時間を要し最終的な策定が平成 16 年 3 月と遅れ、登録申請の受付を開始する 16 年 4 月までの周知が不十分となったことによるとしている。

## （３）要件・手続等に関する意見

本省経伺を要せず<sup>1</sup>に在外公館限りで数次査証の発給を受けるためには、地方公共団体の長が書面で身元を保証することが必要とされている。

このため、稚内市では、慎重な取扱いをしなければならず、「数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業実施要綱」において、申請登録の手続、入国場所、入国後の移動等の条件を厳格にせざるを得ないとしている。

同市では、民間活動に関する査証申請について市長が身元を保証することは適当でないとしている。今回調査した民間事業者からも、<sup>しょうへい</sup>招聘するのは事業者であることから、事業主が責任をもって身元を保証することが当然であり、また、市長が身元を保証するので、その都度市に申請を行うこととなり、簡素化にならないとする意見もあった。

### 要綱の主な規定内容

#### 申請登録の手続関係

本特例措置によって査証を受けようとするロシア人が勤務する企業は、日本国在外公館への申請前に、必ず適用者の登録を行うものとする。

適用者の登録は、数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業適用者登録申請書に必要事項を記載し、関係書類一式（企業登記簿謄本、適用者の在職証明書、適用者の有効な旅券の写し及び適用者の略歴書）を添付して、稚内市サハリン事務所に提出する。

#### 入国場所

本特例措置の適用者がいる企業は、査証を行使する都度、数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業適用者上陸報告書により、稚内市上陸をする前日までに、同市サハリン事務所に報告する。

#### 入国後の移動

稚内市長による適用者に対する身元保証は、同市内での活動について行うものであり、それ以外の国内での活動には適用しないものとする。

#### 適用者の登録者数

適用者の登録は、原則として1企業から3人を上限とする。なお、申請は1人ごとに提出する。

### (4) 事業者からの意見

今回調査した事業者からは、本特例措置を活用しづらい理由等として、次のような意見があった。

商取引において重要なのは商談であるが、これは、いつ発生するか分からないものであり、また、商談が必要になったときはその都度担当者を決めることが多い。

このため、必要な人がいつでも渡航できるようになることを希望しているが、稚内市長の身元保証を受けるためには、事前に人を特定して登録申請しなければならず、また、登録申請できる人数が稚内市により制限(上限は3人)されており、活用しづらい。

従来から、サハリンにあるロシア企業の社員を招聘するとき、稚内からのフェリー、函館からの飛行機等を利用して、当社の招聘理由書、身元保証書、招聘保証書等をサハリンにある日本の在外公館に送付することにより対応しており、この場合、査証が交付されるまでの期間は、従来約20日であったが、最近は約4日となっており、本特例措置を活用しても違いはない。

### 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。

### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

#### (北海道)

今回、北海道において、稚内市以外の地方公共団体による本特例措置の活用の有無について聴取した結果、北海道経済部商業経済交流課ロシアグループは、次のとおり説明している。

稚内市以外の市町村から、本特例措置を希望する声は聞いていない。

地方公共団体の長の責任により書面で身元を保証するため、当該地方公共団体は慎重にならざるを得ず、本特例措置は使いづらいものになっていると考える。

本特例措置はサハリンプロジェクト関連のロシア企業を念頭に置いたものと考えられるが、サハリンプロジェクトに関連しないロシア企業を加えることにより、本特例措置の活用を希望する市町村が現れる可能性はある。

( 沖縄県 )

沖縄県において、仮に本特例措置がロシア人に限定せず、公共性の強いプロジェクトに関連する繰り返しの往来である限り、他の外国人でも認める内容である場合、同県でのニーズの有無について聴取したが、県内の産業における第2次産業の占める割合が小さく、石油コンビナートの建設等の公共性の強いプロジェクトが想定できないため、現時点において活用予定はないとしている。

また、将来的には、沖縄科学技術大学院大学の設置等による研究者等の往来が見込まれるが、就業査証の取得により利便性は確保されることから、地方公共団体の長が身元保証することが条件となっている本特例措置を活用することは考えていないとしている。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置は、公共性の強いプロジェクトに関連して特区内と本国を繰り返し往来する必要のあるロシア人について適用するものであり、稚内市以外で適用する可能性は低いと認められる。

## 特例措置調査結果（706）

|   |   |                    |
|---|---|--------------------|
| 特例措置番号  | 706   |                    |
| 特例措置名   | 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業  |                    |
| 特例措置の概要   | <p>地方公共団体が、その設定する特区及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備の状況からみて、当該特区において保税蔵置場の設置を促進することにより、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合における当該特区内に所在する施設で、管轄の税関官署からの路程がおおむね100 km以内の場所にある施設についても保税蔵置場の許可を行うことを可能とするものである。</p> |                    |
| 提案主体<br>(共同提案機関)  | 山形県【超精密技術集積特区】、茨城県(栃木県・群馬県)【国際物流特区】   |                    |
| 特例措置に係る<br>特区の認定状況  | 2件(山形県【超精密技術集積特区】、茨城県・栃木県・群馬県【広域連携物流特区】)  |                    |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁  | 財務省                |
|   | 提案主体  | 山形県、茨城県            |
|   | 認定申請主体  | 山形県、茨城県            |
|   | ニーズ調査   | 地方公共団体6、民間事業者・団体等2 |
|   | その他   | 民間事業者1             |
| 調査結果  |   |                    |
| <p>1 特例措置の適用等の状況</p> <p>本特例措置に係る提案は山形県、茨城県等による2件であり、平成16年11月末現在、いずれも本特例措置を適用した特区計画の認定を受けている。</p> <p>なお、本特例措置については、第6回認定(平成16年12月)において、新たに1件(滋賀県国際物流特区(滋賀県))の認定が行われている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>(1) 実施されている事業の内容等</p> <p>【超精密技術集積特区】(山形県)</p> <p>山形県では、超精密技術領域における産業の育成と集積を図る目的で、平成15年4月の第1回認定において、外国人研究者の受入促進、外国人の入国、在留申請の優先処理の特例措置等を利用する「超精密技術集積特区」が認められている。</p> <p>同特区計画に追加した本特例措置に係る提案は、関税及び消費税を保留した形で輸入した部品を貯蔵し、必要な時に引き取ることができる保税蔵置場の設置が可能となることにより、必要な時に部品を納入できるいわゆるカンバン方式の確立が図られ、在庫保管コストの低減につながり、特区内の産業競争力全体の引き上げにつながることから、保税蔵置場の距離制限の撤廃を求めるものである。</p> |   |                    |

山形県は、距離制限の撤廃を提案したが、本特例措置は、おおむね 100km 以内において設置を認めるものであり、提案内容と認められた特例措置に相違があるが、本特例措置の活用を想定している全市町が管轄の税関官署から 100km 以内にあるため、適用に当たって特段の支障はないとしている。

山形県では、平成 15 年 11 月に特区計画の認定を受け、16 年 10 月現在、2 事業者が本特例措置を活用して保税蔵置場を設置している。

#### 【広域連携物流特区】(茨城県・栃木県・群馬県)

茨城県、栃木県及び群馬県の 3 県は、港湾における手続負担の軽減、物流コストの低減等の物流の効率化を進め、常陸那珂港を中心とする港湾地域と北関東自動車道沿線地域等において、3 県が共同で物流拠点の形成とネットワーク化を促進することにより、首都圏における新たな物流拠点の形成を図ることを目的として、保税蔵置場の距離制限の緩和を求め、国際物流特区構想を提案したものである。

3 県は、平成 15 年 11 月に特区計画の認定を受け、16 年 10 月現在、3 事業者が本特例措置を活用して保税蔵置場を設置しており、さらに、16 年中に 1 事業者が、17 年度に 5 事業者が、18 年度に 2 事業者が設置を予定している。

なお、新たに保税蔵置場の設置を希望する企業が生じたことから、第 6 回認定において、1 市 1 村を事業区域に追加することが認められ、特区区域を拡大している。

#### (2) 要件・手続等に関する意見

山形県及び茨城県等とともに本特例措置の活用の際し、要件・手続が過剰又は煩瑣である状況はなかったとしている。

#### 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。

#### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、6 地方公共団体及び 2 事業者等において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、現行の距離基準に基づく保税蔵置場で対応できており、事業者からの要望はなく、特例措置を活用する予定はないとするものがみられた。

なお、滋賀県では、第 6 回認定申請において、次のとおり、本特例措置を活用した特区の認定申請を行っている。

##### (滋賀県)

滋賀県では、平成 16 年 10 月、本特例措置を活用する滋賀県国際物流特区の認定申請を行っている。

これは、当該特区内に保税蔵置場等の内陸物流施設を整備することにより、物流におけるリードタイム(貨物通過時間)の短縮、輸入貨物の在庫管理コスト及び物流管理コストの削減、貨物物流の利便性の向上等を図り、内陸税関のメリットを活用した物流拠点の形成を目指すとともに、新たな産業立地、雇用拡大を誘導し、地域経済の活性化を図ることを目的としており、16 社が県内 12 市町に 20 か所の保税蔵置場の設置を計画している。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 本特例措置の提案主体(2主体)は、いずれも特区の認定を受けている。

また、第6回認定において、本特例措置を活用するものが、更に1件認定されている。

(2) 本特例措置に係る特区認定が少ない理由としては、現行の距離基準に基づく保税蔵置場に対応できており、事業者から本特例措置を活用する要望がないことが挙げられる。



## 特例措置調査結果（817）

|                |        |   |
|----------------|--------|---|
| 特例措置番号         |        | 817   |
| 特例措置名          |        | 学校設置非営利法人による学校設置事業  |
| 特例措置の概要        |        | <p>地方公共団体が、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該特区における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、一定の要件を満たすNPO法人（学校設置非営利法人）は学校を設置することができる。</p> <p>この際、学校設置非営利法人は財務状況書類等を公開し、また、認定地方公共団体は、学校設置非営利法人の設置する学校について評価を行うとともに、経営悪化等学校経営に支障が生じた場合には在学生の修学の継続が確保できるようセーフティネットを構築しなければならない。</p> <p>また、学校設置非営利法人が設置する学校の認可等については、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会等合議制の機関に諮問して行う。</p> |
| 提案主体           |        | 長野に新しい学校を創る会、NPO法人ライナスの会、NPO法人21世紀教育研究所、大岡に新しい学校をつくる会、NPO法人東京シュール、NPO法人東京シュタイナーシュール、株式会社秀学、横浜にシュタイナー学園をつくる会、長野県公設民営学校連合会、NPO法人楠の木学園、長野県   |
| 特例措置に係る特区の認定状況 |        | 0件  |
| 調査対象機関         | 規制所管省庁 | 文部科学省   |
|                | 提案主体   | 長野県、NPO法人東京シュタイナーシュール、NPO法人楠の木学園、NPO法人21世紀教育研究所   |
|                | 認定申請主体 | -   |
|                | ニーズ調査  | 地方公共団体7、NPO法人5  |
|                | その他    | -   |

## 調査結果

### 1 特例措置の適用等の状況（平成 16 年 11 月末現在）

本特例措置に係る提案は 11 件であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。

### 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

該当なし

### 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体等の状況

〔長野県〕

#### （1）本特例措置に係る提案をした経緯

長野県では、フリースクールを運営している N P O 法人が、不登校児童生徒等に対する個性を尊重した教育のノウハウを蓄えていると考え、これらの法人による学校経営が有効であると判断し、不登校経験者・フリースクール関係者との懇談会を実施した結果、多くのフリースクール関係者から N P O 法人による学校運営を求める意見が出され、N P O 法人においても、当該特区提案が認められた場合、学校を設立したいとの強い意向がみられたことから、提案したものである。

#### （2）本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由

長野県は、N P O 法人が設置する学校を私立学校（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 2 条で定義されているもの）として認めることにより、県が当該法人に「私立高等学校等経常費助成費補助金」を交付することが可能となり、フリースクールを運営している N P O 法人の経営が安定することを期待して提案しており、提案後、準備が整い次第、特区認定申請を行う予定であった。

長野県は、本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていないが、その理由として、N P O 法人への助成については、特例措置として認められなかったことを挙げている。

長野県では、県内の不登校児童生徒を対象とするフリースクールを運営している N P O 法人が、行政から財政的支援を受けずに学校を設置運営することは困難であるため、今後においても、本特例措置を活用した特区計画を申請することはないとしている。

一方、本特例措置を活用した特区計画を予定していた長野県内の N P O 法人のうち 2 法人は、私学助成が受けられない本特例措置の活用を断念し、特例措置 820（校地・校舎を自己所有しない小学校等の設置）を活用して、学校法人の設立を目指すこととなり、学校法人設立の認可申請及び学校設置申請を長野県知事に対して行っており、同県では、私立学校審議会の審議を経て平成 16 年 12 月末までに設立認可の決定を行う予定であるとしている。

〔N P O 法人東京シュタイナーシュール〕

#### （1）本特例措置に係る提案をした経緯

N P O 法人東京シュタイナーシュールは、シュタイナー教育（芸術に着目した教育）

を行う法人であり、小学校 1 年から中学校 3 年までの児童生徒約 130 人が在籍している。

しかし、同法人は、いわゆるフリースクールであり、児童生徒の学籍がないことのほか、運動場や体育館がない等の問題があったため、NPO 法人が新たに学校法人を設立せずに学校を設置できるようにする、運動場及び体育館を東京都内の適地において確保することは困難が予想されるので、運動場及び体育館の保有を要件としないとする特例措置を提案したものである。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由

NPO 法人東京シュタイナーシュレでは、特例措置の提案後、神奈川県藤野町による小学校跡地の利用計画募集を知り、応募し貸与が認められた。このため、平成 16 年 1 月、同法人の臨時総会で藤野町への全面移転を決定した。

また、藤野町は、平成 16 年 1 月、藤野「教育芸術」特区の認定を表のとおり申請し、同年 3 月 24 日に認定されている。

表 藤野「教育芸術」特区の概要

|           |  |
|-----------|--|
| 特区の概要     | 欧米でも評価の高い芸術的手法による教育活動を長年実践する NPO 法人を誘致し、学校法人化して学校を設置し、廃校となる小学校で、芸術性あふれたカリキュラムの小中一貫校を目指す。 |
| 適用される特例措置 | 特区研究開発学校設置事業(802)<br>校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)  |

この特区において、本特例措置 817 を活用していない理由については、NPO 法人東京シュタイナーシュレは、藤野町と協議した結果、私学助成を受けることができる学校法人化を目指すこととなったためとしている。

〔NPO 法人楠の木学園〕

(1) 本特例措置に係る提案をした経緯

NPO 法人楠の木学園は、平成 4 年、現在地( JR 横浜線小机駅から徒歩 2 分)に LD (学習障害) 傾向の生徒を対象とするフリースクールを設立し、現在に至っている。

同フリースクールには、中学 1 年生から高校 3 年までの生徒約 35 人が在籍しており、ほとんどの生徒が公共交通機関を利用して通学している。

しかし、同フリースクールが学校として認められていないことから、各運輸会社は、同フリースクールの生徒に通学定期の購入を認めておらず、保護者の金銭的負担が大きいのとなっていた。このため、NPO 法人の設立する学校が、軽度の発達障害を持つ子どもたちのための法的に「養護学校」と認められるための、学校設立に要する要件の緩和、学校設置に必要とされている資金がなくても学校が設立できるようにするための、学校認可に関する施設、設備の自己保有条件の緩和による新しいタイプの学校設置を特区構想として提案したものである。

(2) 本特例措置を活用した特区計画の認定申請をしていない理由

同学園は、本特例措置によりNPO法人が学校を設置できるようになったことを受け、横浜市教育委員会に学校の設置について、相談したところ、文部科学省令で定める学校設置基準により、必要な校地を確保しなければならないとの説明を受けた。しかし、同学園が立地している付近には、校庭として使用、借用可能な広場もなく、体育の授業は、遠隔地にある横浜市施設の体育室を借用して行っている。

楠の木学園は、校庭等の確保のために移転をすることは、現在の生徒の通学等の利便性を考慮すると難しく、本特例措置の活用は困難であるとしている。

[NPO法人 21世紀教育研究所]

(1) 本特例措置に係る提案をした経緯

NPO法人 21世紀教育研究所は、不登校生徒等既存の学校制度では受け止めきれなくなっている多様な児童生徒の社会的受け皿及び学習環境を整備すること、また、積極的に多様な個性や能力を引き出し、伸ばすため、新しいタイプの学校の設立及び運営が求められるとして、国、地方公共団体及び学校法人の他に、学校事業者(株式会社若しくは特定非営利活動法人)による学校の設立を可能にする、学校事業者が設立する学校に対し、私学助成金を適用する等の規制の特例措置を提案した。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由

(NPO法人 21世紀研究所)

同研究所では、本特例措置の利用が少ない理由として、私学助成が受けられない限りNPO法人による学校は、経営が不安定になると見込まれることに加え、地方公共団体側が、NPO法人による学校設置の必要性を有していないと思われること、都道府県と比較して、市区町村では特区の認定申請等について強力的に調整・推進する窓口が設置されていないところも多く、なかなか認定申請まで至らないことを挙げている。

具体的な例として、同法人の常務理事が学院長を務めるフリースクールに関し、本特例措置の活用を検討したが、フリースクールが所在する地方公共団体から特区の認定申請について積極的な対応が得られなかったため、検討が進んでいないとしている。

(地方公共団体)

当該地方公共団体では、特区計画の認定申請を行っていない理由について、本特例措置の適用要件であるセーフティネットの構築や設置許可について審議する審議会を市区町村の段階で設置することについて困難性があること、当該フリースクールに通う生徒のうち、当該地方公共団体の住者は少数であるにもかかわらず、運営が行き詰まった際には、当該地方公共団体が支援することが必要であり、そのような支援を見込んでまで、推進するメリット、必要性が感じられないこと、市区町村では住民の理解を得るのも困難であることを挙げている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、7地方公共団体及び5NPO法人において、本特例措置の活用予定の有無等について聴取した結果、いずれも、活用予定はないとしており、複数のNPO法人から、資金力に乏しいNPO法人が学校設置基準に適合する施設・設備等を確保することは難しく、

本特例措置を活用した学校を設置することは困難であるとする意見がみられた。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

- (1) 本特例措置に係る提案主体では、本特例措置を適用した特区計画の認定申請をしていない理由として、私学助成が認められないなど、本特例措置と同時に提案した事項が特例措置にならなかったこと、他の特例措置を利用して、学校法人を設立することを選択していること、学校設置の可否を審議する審議会の設置についての困難性、また、学校運営が行き詰まった際の支援等を考えた場合、地方公共団体側として、特区の認定申請をする必要性が認められないとされていることから実現していないことを挙げている。
- (2) 地方公共団体及びNPO法人に対して行ったニーズ調査の結果、いずれも本特例措置の活用予定はないとしており、複数のNPO法人からは、資金面の問題から活用は困難であるとする意見がみられた。

## 特例措置調査結果（819）

|  |           |  |
|--|-----------|--|
| 特例措置番号   |           | 819  |
| 特例措置名  |           | 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業   |
| 特例措置の概要  |           | 構造改革特別区域研究開発学校において教育課程の基準によらない教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する必要がある場合には、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に給与することを可能とするものである。 |
| 提案主体   |           | 奈良県【教育特区】  |
| 特例措置に係る特区の認定状況   |           | 3件（金沢市【「世界都市金沢」小中一貫英語教育特区】、奈良市【「世界遺産に学び、ともに歩むまち - なら」小中一貫教育特区】、熊本県富合町【富合町小中一貫教育特区】）                        |
| 調査対象機関   | 規制所管省庁    | 文部科学省  |
|  | 提案主体      | 奈良県  |
|  | 認定申請主体    | 金沢市、奈良市  |
|  | 二 ー ズ 調 査 | 地方公共団体 10、学校 1   |
|  | そ の 他     | -  |
| 調査結果   |           |  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（奈良県）であり、平成16年11月末現在、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は3件（金沢市、奈良市、熊本県富合町）となっている。</p> <p>なお、本特例措置については、第6回認定（平成16年12月）において、新たに3件（みやぎ私立学校教育特区（宮城県）、豊里小中一貫教育特区（宮城県豊里町）、今市市小中一貫教育特区（栃木県今市市））の認定が行われている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>【「世界都市金沢」小中一貫英語教育特区】（金沢市）</p> <p>「世界都市金沢」小中一貫英語教育特区では、小学校第3学年ないし6学年の教育課程に「英語科」を新設し、小学校卒業段階で中学校第1学年前期程度の英語力を身に付けられるよう、本特例措置を活用し、学級担任及び外部指導者（中学校英語科の免許を持つ非常勤講師等）が英語副読本及び中学校第1学年用の教科書を主たる教材として活用し授業を行っている。</p> <p>具体的には、表のとおり、平成16年度から事業を実施しており、18年度には、中学校第3学年用教科書の終了時期が同学年の7月ころとなるよう計画している。</p> |           |  |

表 金沢市における教科書の早期給与事業の実施計画

| 年 度      | 実 施 計 画   |
|----------|---|
| 平成 16 年度 | <p>小学校の第 6 学年で、後期以降での中学校第 1 学年用教科書の使用を開始し、現行学習指導要領における中学校第 1 学年の内容の 20 時間程度を実施する。</p> <p>中学校においては、小学校の移行措置を受け、平成 16 年度及び 17 年度の 2 年間で各学年の教科書終了時期を段階的に早める。</p> |
| 平成 17 年度 | <p>小学校第 6 学年では年度当初から中学校第 1 学年用教科書を使用する。</p> <p>中学校においては、各学年の教科書終了時期を段階的に早める。</p>  |
| 平成 18 年度 | <p>小中一貫英語カリキュラムを全面実施し、中学校第 3 学年用教科書の終了時期を、目標である中学校第 3 学年の 7 月ころとなるよう暫時移行する。</p>   |

(注)本表は金沢市教育委員会の資料による。

【「世界遺産に学び、ともに歩むまち - なら」小中一貫教育特区】(奈良市)

「世界遺産に学び、ともに歩むまち - なら」小中一貫教育特区では、小学校と中学校の間での学習内容の重複、途切れ等継続性の課題の解消等の目的から小中一貫教育を実施することにより、小学校及び中学校の教職員が共通した学力観、指導観を持ち、また、校種の違いから生じる子どもの心理的な負担を軽減し、より効率的で効果的な学習活動を実現することとした。

具体的には 6・3 制を維持しながら、9 年間で前期 4 年、中期 3 年、後期 2 年のブロックに分け、中期の 5、6、7 年生において教科担任制を取り入れる教科を増やし、中学校教員による専門制をいかした指導を行うことにより、小学校と中学校の垣根を取り去り、これまでの枠にとらわれない学習内容や学習計画に基づいた 9 年間の連続性・継続性を重視した教育課程を編成することとしている。そのため、教科の単元を入れ替えたり、上学年の学習内容を下学年で指導する必要があるため、教科書の早期給与の特例措置を活用する認定申請を行った。

平成 16 年 9 月 1 日から市内の田原小学校及び田原中学校に専任の外国語指導助手 (ALT) 1 人を配置し、田原小学校において小 1 ないし小 6 の児童を対象に英会話科の授業を開始した。研究開発学校における教科書の早期給与の特例に基づいて、算数、数学、理科及び英語の 4 教科について教科書の早期給与を受けるため、文部科学省に平成 17 年度使用教科書の需要数報告を行った段階である。

なお、小中一貫教育の開始時期は、平成 17 年 4 月からである。

(2) 要件・手続等に関する意見

本特例措置は、構造改革特別区域研究開発学校設置 (特例措置 802) の認定に伴って付随的に必要になる措置であり、適用要件についての定めは特になく、認定手続についても、通常の教科書の無償給与申請の中で早期給与に必要な数量を文部科学省に報告するのみであり、特段の手続を要しない。

なお、奈良市から、本特例措置を適用する際の支障となるものではないが、将来的には、次の課題が生じるおそれがあるとの意見があった。

「本特例措置を利用して教科書を早期給与した場合において、仮に、3年ないし4年ごとに行われる教科書内容の更新（以下「採択替え」という。）が行われたときには、同一採択地区内の他校では新しい教科書が給与されるのに対し、小中一貫校においては、2年間使用することを条件としていることから、既に一度教科書の無償給与を受けていると判断され、新教科書の無償給与が行われないこととされるおそれがある。

小中一貫校において、教科書の採択替えに伴って新教科書を使うことになれば、その費用負担を市又は保護者に求めざるを得ないこととなる。」

### 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。

### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、10 地方公共団体及び1 学校（このうち、6 地方公共団体及び1 学校では、特例措置 802 を活用した小中一貫教育又は英語教育等を実施）において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、特例措置 802 を活用して小中一貫教育を実施している宮城県豊里町では、第6回認定において、本特例措置を特区計画（豊里小中一貫教育特区）に追加する変更認定を受けており、また、1 学校では、当面申請の予定はないが、将来的には活用する可能性が十分あるとしている。

### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置については、3 件の特区が認定されており、また、第6回認定において、本特例措置を活用するものが更に3 件認定されている。

また、今後の活用予定について聴取した学校からも活用する可能性が十分あるとする意見がみられた。



## 特例措置調査結果（911-1）

|  |  |          |
|--|--|----------|
| 特例措置番号   | 911-1  |          |
| 特例措置名  | ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業   |          |
| 特例措置の概要  | ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを更に延長することについて、地方公共団体からその安全性を実証するデータ等の提供を受け、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される場合に認めるものである。 |          |
| 提案主体   | 茨城県【鹿島経済特区】、大分県【大分港環境・産業活性化・物流特区】  |          |
| 特例措置に係る特区の認定状況   | 0件   |          |
| 調査対象機関   | 規制所管省庁   | 厚生労働省    |
|  | 提案主体   | 茨城県、大分県  |
|  | 認定申請主体   | -        |
|  | ニーズ調査  | 地方公共団体 8 |
|  | その他  | -        |
| 調査結果   |  |          |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）<br/>本特例措置に係る提案は2件（茨城県、大分県）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等<br/>該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況<br/>〔茨城県〕</p> <p>（1）本特例措置に係る提案を行った経緯<br/>高圧ガス保安法では、保安体制が確立している等の条件を満たしている事業者は、自ら高圧ガス設備の保安検査を行えるとする連続運転認定制度がある一方、ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）については、労働安全衛生法により、連続運転の認定を受けた事業者であっても自ら検査を行うことができず、労働基準監督署又は性能検査代行機関（日本ボイラー協会、日本ボイラー・クレーン協会、損保ジャパン）に依頼しなければならないこととされている（平成15年7月の労働安全衛生法の改正により、性能検査代行機関から厚生労働大臣の登録を受けた者であれば性能検査を行うことができる登録性能検査機関に改められた。また、これに伴い労働基準監督署では性能検査を行わないこととされた。）<br/>茨城県は、鹿島コンビナートにおける生産性を更に高めようとする観点から、ボイラー等でも事業者自らが停止開放検査を実施できるようにする、開放検査の周期の上</p> |  |          |

限を先進諸外国並みに5年とすることを提案したものである。

なお、茨城県では、事業者自らがボイラー等の性能検査を行えるようになった場合、定期修理期間の短縮、検査手数料の軽減により、鹿島コンビナート全体で、年間3,000万円の費用が削減できると試算していた。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由

茨城県の提案は、原則年1回のプラントを停止し、開放して行う性能検査について事業者の自主基準による性能検査とし、5年の連続運転を可能とすることであったが、自主基準によることについては認められず、本特例措置は、地方公共団体から安全性を実証するデータ等が提供され、安全性が検証された場合に、開放検査の周期の延長(連続運転)を可能とするものであった。

茨城県は、開放検査の周期の延長の特例措置だけでは、鹿島東部地区において連続運転認定制度による認定を受けている5社のみのメリットとなり、コンビナート全体の生産性向上につながらないとして、認定申請を行わない方針としている。

[大分県]

(1) 本特例措置に係る提案をした経緯

石油化学産業については、海外製品との間の国際競争が激化しており、また、日本国内における需要の停滞、輸入品の増加によって国内の生産量が年々低下し、国内のコンビナート間における競争も激化している。

そのような状況の中、コンビナートの強化、活性化を図る必要性から、高压ガス製造施設のレイアウト基準やボイラー等性能検査の緩和等各種法規制の緩和措置を盛り込んだ特区構想を策定するよう、大分県石油化学コンビナートから大分県に対し要請が行なわれ、同県が提案を行っている。

具体的には、次の9事項の特例措置を提案しており、その結果、1・2及び5に係る3事項(911-1、911-2、1129-2)が特例措置として認められている。

- 1・2 高压ガス製造設備のレイアウト基準の緩和(特例措置 1129-2)
- 3 危険物製造所の保安距離の緩和
- 4 危険物屋外貯蔵タンクの保有空地の緩和
- 5 ボイラー・第一種压力容器の性能検査の緩和(特例措置 911-1、911-2)
- 6 環境影響評価の手順等の簡略化
- 7 瀬戸内海環境保全特別措置法の事前評価に関する事項の緩和
- 8 危険物荷役新規申請の対応日の緩和
- 9 危険物積載タンカーの船間距離の緩和

なお、同コンビナート内の主要ボイラー等については、特区構想提案後において、4年連続運転が認められている。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由

大分県が提案した内容は、ボイラー等は現行法では毎年1回の運転を停止しての性能検査を行う必要があるが、この検査頻度を緩和するため、各事業場の当該設備の安全性が確認された場合、先進諸外国並に自主基準にし、また、連続運転の上限は5年とす

ること、代替措置として、現行の検査基準が担保する安全性と同等の安全性を確認するために、ボイラー等の性能検査基準見直し（先進諸外国並の自主基準による見直し）により総合的安全性を担保（現行認定制度より軽微な内容）するというものである。

しかし、認められた特例措置は、ボイラー等の開放検査周期について、最長4年に1度を更に延長することについて、地方公共団体からその安全性を実証するデータ等の提供を受け現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される場合に認めるとするものであった。大分県では、事業者が当初提案していた内容とは異なっており、安全性の実績が確認されるまでには時間を要するため認定申請を行える状況にはなく、また、今後の具体的な計画もないとしている。

また、大分県では、一企業や一地方公共団体では、本特例措置を活用する上で求められる「開放検査の周期の延長が可能であると判断できる当該ボイラー等の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献」を準備することは難しいとしている。

#### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、8地方公共団体において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、地方公共団体からは、その必要性が認められない又は希望する事業者がいない等の理由により、活用の予定はみられなかったが、1事業者は、特例措置を活用できれば、開放検査周期を更に延長できることになり、保全費コストの削減等のメリットが大きいので、余寿命評価等による安全性を十分に配慮した上で個別の機器で活用を検討したいとしている。

また、他に次のような意見がみられた。

（堺市）

環境や安全は、企業イメージ上、重要であり、ボイラー等の性能検査の緩和は企業イメージを悪化させるおそれがある。本特例措置を適用するためには、代替措置を講じて自治体が安全性の確保を実証しなければならないが、堺市では、労働局と異なり、これら業務を所管しておらず、審査能力がきわめて乏しい。

（事業者）

特例措置の認定要件のうち、実証実験によるデータや文献については、どのようなデータ等が必要であるのか具体的な内容の提示がないので、具体的な提出データが厚生労働省から示されれば、これらのデータ等を収集する際の目安となり利用が容易になると考えられる。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

（1）本特例措置に係る提案を行った茨城県及び大分県は、本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由として、自主基準による性能検査が認められておらず、提案した内容と相違していることを挙げている。

また、大分県では、地方公共団体が安全性を実証するデータ等を示す必要がある等、適用のための要件を満たすことが難しいためであるとしている。

（2）本特例措置に係る特区認定が少ない理由としては、特例措置の内容が提案した内容と異なっていること、また、必要とされる安全性を地方公共団体が実証することが難しいことが挙げられる。

## 特例措置調査結果（911-2）

|   |  |          |
|---|--|----------|
| 特例措置番号  | 911-2  |          |
| 特例措置名   | ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業  |          |
| 特例措置の概要   | <p>一つの事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体により安全性が確保されると認められた共同での安全管理等の実施体制等について、厚生労働大臣により、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認された場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講じることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとするものである。</p> |          |
| 提案主体  | 茨城県【鹿島経済特区】、大分県【大分港環境・産業活性化・物流特区】  |          |
| 特例措置に係る特区の認定状況  | 0件   |          |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁   | 厚生労働省    |
|   | 提案主体   | 茨城県、大分県  |
|   | 認定申請主体   | -        |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体 4 |
|   | その他  | -        |
| 調査結果  |  |          |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成 16 年 11 月末現在）<br/>         本特例措置に係る提案は 2 件（茨城県、大分県）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等<br/>         該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体等の状況<br/>         [茨城県]</p> <p>(1) 本特例措置に係る提案を行った経緯<br/>         ボイラー等の連続運転の認定制度について、小規模事業者では事業者の技術的問題ではなく、体制面で認定条件を満たせない場合があり、事業者間でパイプラインを利用し、原料や中間製品を流通させているコンビナートにおいては、一部の連続運転を認定されない小規模事業者が停止開放検査を受ける期間中、認定事業者を含めた他の事業者に影響を及ぼし、コンビナート全体の稼働率が低下するなど、認定制度の効果が十分に活かされない状況となる。<br/>         茨城県は、鹿島コンビナートの総合的な競争力を高める観点から、ボイラー等の連続運転を共同実施により可能とする提案をしたものである。</p> |  |          |

なお、茨城県では、鹿島コンビナートの鹿島経済特区構想全体として、コンビナートにおける停止開放検査による生産減(鹿島東部地区において1,000億円/1回定期修理)が解消されるほか、定期修理工事費(鹿島東部地区において200億円/1回定期修理)の削減が可能と試算している。

(2) 本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行っていない理由

茨城県は、提案に当たり、コンビナート各社から問題点や意見を募り、コンビナート各地区の代表会社間で要望を絞り込み、提案時には当該コンビナート内の事業者が認定事業者である親会社の保安管理体制を活用することで、本特例措置を活用する予定であった。しかし、平成15年7月、親会社が当該事業者の株式を他社に譲渡し、両社の資本関係が薄れ、本特例措置を活用する予定も立ち消えになったとしている。

茨城県及び事業者は、今後の具体的な計画もないとしている。

なお、コンビナート内の他の事業者が、一部のボイラーについて、本特例措置の活用を検討していたが、本年7月、茨城労働局に相談したところ、2年連続運転の認定事業者の申請を行うことにより実現が可能であるとの助言があったことから、現在その申請を準備中であるとしている。

〔大分県〕

(1) 本特例措置に係る提案をした経緯

石油化学産業については、海外製品との間の国際競争が激化しており、また、日本国内における需要の停滞、輸入品の増加によって国内の生産量が年々低下し、国内のコンビナート間における競争も激化している。

そのような状況の中、コンビナートの強化、活性化を図る必要性から、高压ガス製造施設のレイアウト基準やボイラー等性能検査の緩和等各種法規制の緩和措置を盛り込んだ特区構想を策定するよう、大分県石油化学コンビナートから大分県に対し要請を行い、同県が提案を行っている。

具体的には、次の9事項の特例措置を提案しており、その結果、1・2及び5に係る、3事項(911-1、911-2、1129-2)が特例措置として認められている。

1・2 高压ガス製造設備のレイアウト基準の緩和(特例措置1129-2)

3 危険物製造所の保安距離の緩和

4 危険物屋外貯蔵タンクの保有空地の緩和

5 ボイラー・第一種圧力容器の性能検査の緩和(特例措置911-1、911-2)

6 環境影響評価の手順等の簡略化

7 瀬戸内海環境保全特別措置法の事前評価に関する事項の緩和

8 危険物荷役新規申請の対応日の緩和

9 危険物積載タンカーの船間距離の緩和

なお、同コンビナート内の主要ボイラー等については、特区構想提案後において、4年連続運転の承認がされている。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由

)大分県の提案は、ボイラー等の性能検査についての自主基準化、検査頻度の

上限を5年間に1回とすることであるが、本特例措置は、ボイラー等の1年を超える連続運転について、小規模事業場のみでは安全管理、運転管理、保全管理等連続運転の認定要件を満たさない場合に、コンビナートを構成する他の事業場と共同して申請することにより、全体として認定要件が満たされるならば認めることとするものであり、提案した内容とは大きく異なっていること、また、( )要件として「緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策の提出」を求められているが、認定のために必要な安全確保対策の具体的方法が分からないことにより、本特例措置の適用は困難であると考えており、今後の具体的な計画もないとしている。

#### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、4地方公共団体において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、活用予定があるとする団体はなかった。

(四日市市)

四日市市では、四日市コンビナートについて、施設の老朽化が著しいことから、技術開発活用型産業再生特区に特例措置を組み入れて、新たな設備投資を行ったところである。本特例措置については、今後の課題であるとしている。

(堺市)

堺市では、環境や安全は、企業イメージ上、重要であり、ボイラー等の性能検査の緩和は企業イメージを悪化させるおそれがある、本特例措置を適用するためには、代替措置を講じた上で、地方公共団体が安全性の確保を実証しなければならないが、地方公共団体においては、そのような審査能力は乏しいのではないかとしている。

(事業者)

コンビナート内の事業者間でボイラー等の開放検査時期について合意が形成されており、本特例措置を活用しなくても支障はないとしている。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1)本特例措置に係る提案をした茨城県が、本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由は、本特例措置を活用する予定のあった事業者が自らの都合により、活用しないこととなったことによる。

同じく、本特例措置に係る提案をした大分県が本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由について、同県では、提案した内容はボイラー等の性能検査についての自主基準及び検査頻度の緩和であったが、特例措置として認められた内容は、小規模事業者が他の事業者と共同で安全管理のための実施体制等をとれば連続運転を可能とするという異なった内容となっていることを挙げている。

(2)本特例措置に係る特区認定が少ない理由としては、本特例措置を活用できるコンビナート内の事業者について、コンビナート内で開放検査時期について合意があり支障がないことや安全性の確保を地方公共団体が実証しなければならないことにより、本特例措置を活用しようとする事業者が少ないことが挙げられる。

## 特例措置調査結果（913）

|   |        |   |
|---|--------|---|
| 特例措置番号  |        | 913   |
| 特例措置名   |        | 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業  |
| 特例措置の概要   |        | 他施設の統廃合等を要因として私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合には、保育所の定員の改定を行うことを可能とするものであり、この場合、保育所児の処遇が低下することのないよう、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）における面積基準や職員の配置基準は、保育所児及び私的契約児の合計の幼児数に対して適用されることとするものである。 |
| 提案主体  |        | 北海道佐呂間町【保育所私的契約児の受入枠拡大特区】   |
| 特例措置に係る特区の認定状況  |        | 0件  |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁 | 厚生労働省   |
|   | 提案主体   | 佐呂間町  |
|   | 認定申請主体 | -   |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体5   |
|   | その他    | -   |
| 調査結果  |        |   |
| <p>1 特例措置の適用等の状況</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（佐呂間町）であるが、平成16年11月末現在、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>なお、本特例措置については、第6回認定（平成16年12月）において、提案主体である佐呂間町が認定を受けている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定を受けていない地方公共団体の状況</p> <p>〔佐呂間町〕</p> <p>（1）提案した特区構想の概要</p> <p>佐呂間町は、現在、常設保育所1か所、へき地保育所4か所、幼稚園1か所を設置運営しているが、少子化の影響により保育・教育体制の充実が図れず、また、町の財政負担が厳しい状況となっていることから、幼稚園を廃園して、廃園した幼稚園の園児を保育所において私的契約児として受け入れたいと考えた。しかし、保育所における私的契約児受け入れは、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日付け児福第3号厚生省児童家庭局保育課長通知）（以下「通知」という。）において、定員に空きがある場合に可能とされており、定員を超えて受け入れることは認められていない。このため、佐呂間町では、私的契約児は、現在の定員の25%を乗じた範囲内まで可能とすることを内容とする特区構想を提案した。</p> |        |   |

佐呂間町が、「定員に 25% を乗じた範囲内まで」とした理由は、通知において、児童の待機のある場合、年度途中において定員を超えて保育の実施を行うことができる児童数は、定員に 25% を乗じて得た員数の範囲内とされており、それに準じたものである。

#### (2) 特区提案後の状況

佐呂間町の提案に対して、認められた特例措置は、私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合に定員の改定を行うことを可能にすることであった。

佐呂間町では、定員の改定を行うことは、特に支障とならないことから、第 5 回認定申請（受付期間：平成 16 年 5 月 6 日から 14 日）で特区計画の認定を受け、平成 17 年 3 月に幼稚園を廃園し同年 4 月から私的契約児を受け入れる予定とした。

しかし、平成 16 年 5 月に内示を受けた保育所建設に関する補助事業（社会福祉施設等設置費補助）が、財政事情等により 2 か年の事業とされたため、幼稚園の廃園を 18 年 3 月とし、私的契約児の受入れを 18 年 4 月開始としたことから第 6 回認定申請（16 年 10 月 4 日から 15 日）において「佐呂間町いきいき子育て特区計画」として認定申請を行っている。

#### (3) 要件・手続等に関する意見

本特例措置の適用に当たり、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の遵守が求められるが、佐呂間町では、既設の保育所を利用して定員の改定を行って、私的契約児を受け入れる場合、同基準に定められている保育室、遊技場等の幼児一人当たりの面積基準や幼児一人当たりの職員の配置基準等を満たさないおそれがあるとしている。

なお、佐呂間町では、同基準の遵守について、施設の改築を考えていることから支障はないとしている。

#### 4 その他の地方公共団体等

今回、5 地方公共団体において、本特例措置の活用の有無について聴取した結果、幼稚園の統廃合の予定がないこと等を理由に、特区認定を申請する予定はないとしている。また、広島県では、次のような意見がみられた。

（広島県）

一般的に、私的契約児が保育所に入所する場合の利用料は、保育料に対して高く定められていることから保護者の経済的負担が大きく、幼稚園の統廃合を行って本特例措置を用いることに対して保護者の反対が予想される。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置の利用は、市町村が、園児の減少等により幼稚園を廃園して保育所と統合し、かつ、廃園した幼稚園の園児の受入れに当たり、児童福祉施設最低基準を満たすことができる場合に限られ、利用は少ないと見込まれる。



## 特例措置調査結果（915）

|  |        |   |
|--|--------|---|
| 特例措置番号   |        | 915   |
| 特例措置名  |        | 耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業   |
| 特例措置の概要  |        | 地方公共団体が設定する特区においては、木造の平屋建ての社会福祉施設等について、地方公共団体が、専門家等の意見聴取を行うことなどにより、必要な安全性を有すると認めた場合に、当該社会福祉施設等について建築基準法の上乗せ規制である耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を図ることとするものである。 |
| 提案主体   |        | 秋田スギの利活用を考える会【秋田スギ利活用推進特区】  |
| 特例措置に係る特区の認定状況   |        | 1件（秋田県【秋田スギ利活用推進福祉特区】）  |
| 調査対象機関   | 規制所管省庁 | 厚生労働省   |
|  | 提案主体   | 秋田スギの利活用を考える会   |
|  | 認定申請主体 | 秋田県   |
|  | ニーズ調査  | 地方公共団体 11、民間事業者・団体等 5   |
|  | その他    | -   |
| 調査結果   |        |   |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成 16 年 11 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は 1 件（秋田スギの利活用を考える会）であり、秋田県が本特例措置を適用した特区計画の認定を受けている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>【秋田スギ利活用推進福祉特区】（秋田県）</p> <p>（1）提案及び認定申請を行った経緯</p> <p>社会福祉施設等については、厚生労働省の施設ごとの通達（有料老人ホームの場合、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知））により、耐火・準耐火構造にすることが施設ごとに求められ、木造での施設整備が困難な状況にある。</p> <p>このため、秋田スギの利活用を考える会では、社会福祉施設等について、広い敷地の確保、平屋建て、より安全な避難口・避難道路の確保など一定の条件を満たした場合には、耐火・準耐火構造という設置基準を緩和することにより、人に優しい、環境に配慮した秋田スギを活用した木造建造物の建設が促進され、地場産業である木材関連業等の活性化が図られ、豊富な森林資源を活用して林業の持続的な発展と秋田スギを中心とした県産材の需要拡大の効果が期待されることから、本特例措置を提案した。</p> <p>秋田スギの利活用を考える会では、県内全域について一括して特例措置が認められることを求めていたが、本特例措置では、地方公共団体が、専門家等の意見聴取を行うことなどにより、必要な安全性を有すると認めた場合に、個別施設ごとに建築基準法上の</p> |        |   |

上乗せ規制の適用除外を図ることができる」とされた。

秋田県では、当初、県内全域を特区区域として認定申請することを想定していたが、県内全市町村の合意を得る時間的な余裕がなかったことから、民間事業者による具体的な施設建設の計画のあった男鹿市のみを特区区域として認定申請し、平成 16 年 6 月に認められている。

## (2) 実施されている事業の内容

平成 16 年 6 月の特区計画の認定を受け、現在、有料老人ホームの設置に係る手続きを行い、17 年 3 月の開設に向けて工事中である。

## (3) 要件・手続等に関する意見

秋田県では、本特例措置を活用した社会福祉施設等を設置する場合、「厚生労働省関係構造改革特別区域法第 2 条第 3 項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」(平成 15 年厚生労働省令第 132 号)第 1 条において、「木造かつ平屋建てのものについて、次の各号のいずれかの要件を満たしていること」とされているが、各号の内容が限定的でなく、要件の適合性の判断が困難となっており、また、どのような組合せであれば認められるのかが明らかではない。例えば、スプリンクラーの設備の設置に際しての基準面積、十分な幅員を有する避難路の確保における幅員、避難訓練を頻繁に実施することの目安となる回数が明確に示されていないとしている。

このため、秋田県では、県が特例措置の要件に適合することを認めるための基準「社会福祉施設等に係る耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外」に係る指導基準(平成 15 年 9 月 24 日秋田県健康福祉部制定)を策定したが、その策定に時間を要したとしている。

## 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。

## 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、11 地方公共団体及び 5 事業者等において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、スプリンクラーの設置や避難通路の確保等に費用を要すること、火災等の際の安全確保に疑問があること等を理由に、活用の予定はないとしている。

このうち、主な意見は、次のとおりである。

### (和歌山県)

本特例措置の利用を検討したが、規制緩和の代替措置としてスプリンクラーの設置や避難通路の確保等が必要であるため、これらの施設設備の費用が通常の建築費に上乗せされ、建築総コストが増加することになり、断念した。

### (山口県阿東町)

平成 14 年度に町の提案で地元産材を用いた木造平屋建ての養護老人ホームの整備計画を策定し、隣接する阿武町と一部事務組合を設立して事業を実施しているが、計画策定当

時は本特例措置がなかったため利用できなかった。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない理由として、調査した地方公共団体では、本特例措置を用いるためには、スプリンクラーの設置や避難通路の確保等に費用を要すること等を挙げている。

## 特例措置調査結果（919）

|   |        |  |
|---|--------|--|
| 特例措置番号  |        | 919  |
| 特例措置名   |        | 知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業  |
| 特例措置の概要   |        | <p>知的障害者通所更生施設は、知的障害者を利用対象としているが、身体障害者更生施設等から、次のすべての事項について支援が受けられる場合には、近隣において身体障害者更生施設を利用することが困難な身体障害者についても利用対象とすることを可能とするものである。</p> <p style="text-align: center;">理学療法・作業療法、生活訓練、職業訓練等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること。</p> <p style="text-align: center;">その更生に必要な訓練を行うこと。</p> |
| 提案主体  |        | 台東区【知的障害者通所更生施設における身体障害者の弾力的利用】  |
| 特例措置に係る特区の認定状況  |        | 0件   |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁 | 厚生労働省  |
|   | 提案主体   | 台東区  |
|   | 認定申請主体 | -  |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体3、社会福祉法人2  |
|   | その他    | -  |
| 調査結果  |        |  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（台東区）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況</p> <p>〔台東区〕</p> <p>（1）特区構想を提案した経緯</p> <p>台東区では、区内に知的障害者通所更生施設がなく、区内の知的障害者の意向調査において知的障害者通所更生施設の整備充実を希望する者が多かった。そのため、平成14年10月に「学校跡地活用構想」により、蓬萊中学校跡地に、特別養護老人ホームと知的障害者通所更生施設の整備を計画した。</p> <p>当初計画では、身体障害者の利用は想定されていなかったが、身体障害者もこれら施設を利用できることとなれば、多くの障害者が身近な地域でサービスを受けることが可能になることから、台東区では、知的障害者通所更生施設について、身体障害者も利用</p> |        |  |

できる施設とする提案を行った。

台東区では、平成 20 年度までに、養護学校高等部を卒業する者が、知的障害者と身体障害者を合わせて 10 名程度見込まれることから、これらの者が当該施設を利用すると想定している。

( 2 ) 本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行っていない理由等

台東区では、学校跡地の活用方法について、平成 15 年 2 月から地元町内会と協議を行っているが、「児童施設や商業施設にしてほしい」とする意見・要望が出され、現在も調整中である。また、平成 16 年 1 月に策定した「旧蓬萊中学校跡地における福祉施設等整備計画」では、特別養護老人ホーム及び知的障害者通所更生施設は、一体のものとして同一の社会福祉法人に運営させることとし、16 年 4 月までに法人の選定を完了し、20 年度の開設を目指すとしているが、16 年 10 月現在、社会福祉法人の選定は行われていない。

台東区では、今後の予定は具体的になっていないが、施設整備に補助金を活用し計画どおりに平成 20 年 4 月の開設をするためには、17 年 6 月ないし 7 月の補助金協議までに、地元との調整や社会福祉法人の選定を行う必要があるとしている。

台東区では、当該事業計画を中止する予定はなく、本特例措置を活用して施設設備を行う予定であるとしている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、3 地方公共団体及び 2 社会福祉法人において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、1 社会福祉法人が活用を検討したいとしている。

( 社会福祉法人 )

本特例措置について、詳細な内容を承知していなかったことから、具体的に活用を検討したことはなかったが、知的障害者通所更生施設に隣接して、身体障害者療護施設を設置しているので、本特例措置の活用について検討したい。

同法人では、理学療法士 5 人及び作業療法士 2 人がおり、また、治療及び訓練に必要な機械器具等も整備していることから、本特例措置の適用要件とされている身体障害者施設からの支援を受けることは十分可能であるとしている。

その他の機関では、本特例措置の要件を満たすための人的体制が整備されていないこと、知的障害者通所更生施設の入所のために待機者がいるなど、身体障害者を受け入れる定員の余裕がないこと、知的障害者施設と身体障害者施設では施設要件が異なり、身体障害者が知的障害者通所更生施設を利用する場合、廊下の幅員が狭い、エレベータが設置されていない等、不便が生じるおそれがあることなどの理由から、本特例措置の活用は予定はないとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

( 1 ) 本特例措置に係る提案をした台東区は、平成 16 年 11 月現在、認定申請を行っていないが、関係者との調整等が整い次第、本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行うとしている。

( 2 ) 本特例措置に係る特区認定が少ない理由は、既存の知的障害者通所更生施設では、本特例措置の要件である理学療法士・作業療法士による人的支援を身体障害者施設から受けることが困難であることや、知的障害者通所更生施設には入所待機者がいるなど、身体障害者を受け入れる定員の余裕がないことなどによると認められる。

## 特例措置調査結果（1005）

|   |  |          |
|---|--|----------|
| 特例措置番号  | 1005   |          |
| 特例措置名   | 農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業   |          |
| 特例措置の概要   | 特区内において農業を行う農業生産法人は、その行う農業関連事業として、特区内において農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに当該活動を行う者を宿泊させ、当該活動に必要な役務を提供する事業を行うことができるようにする。 |          |
| 提案主体  | 北海道【農村再生特区】  |          |
| 特例措置に係る特区の認定状況  | 2件（長野県立科町【都市農村交流空間創造特区】、香川県【さぬき農村ふれあい特区】）  |          |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁   | 農林水産省    |
|   | 提案主体   | 北海道      |
|   | 認定申請主体   | 立科町、香川県  |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体 4 |
|   | その他  | 民間事業者 2  |
| 調査結果  |  |          |
| <p>1 特例措置の適用等の状況</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（北海道）であり、平成16年11月末現在、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は2件（立科町、香川県）である。</p> <p>なお、本特例措置については、第6回認定（平成16年12月）において、新たに1件（越後里山活性化特区（十日町市等））の認定が行われている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>【都市農村交流空間創造特区】（立科町）</p> <p>ア 認定申請を行った経緯等</p> <p>立科町では、立科町農村活性化構想及び農村滞在型余暇活動機能整備計画に基づき、グリーン・ツーリズムの推進を図るため、体験学習の場の提供や利用者の受入体制を整備し、機動性のあるサービスの提供を推進している。</p> <p>このような状況の中で、農業生産法人から、遊休農地を活用して農村滞在型余暇活動施設を整備し、会員制ロッジ（民宿）付き市民農園事業を実施したい旨の要望が町に出されたことから、特区計画の認定申請を行い、平成15年11月に認められている。</p> <p>イ 事業の実施状況</p> <p>認定申請書では、当該法人が、平成17年4月から事業を開始する予定となっているが、16年11月現在、会員制ロッジ（民宿）付き市民農園の利用者がどの程度見込めるのかの調査を行っているところであり、この調査結果により事業としての成否や事業規模を検討した上で、事業を開始する予定であるとしている。</p> |  |          |

## 【さぬき農村ふれあい特区】(香川県)

### ア 認定申請を行った経緯等

香川県では、平成 15 年 8 月に「かがわグリーン・ツーリズム推進協議会」を設け、体験型観光の推進を図るとともに、都市住民との交流を通じた農村地域の活性化と農業・農村への理解促進のためにグリーン・ツーリズムを推進している。

香川県は、今後、県独自の推進施策に加え、特区制度を活用し、農業生産法人が行う農家民宿等の運営事業の拡大を容易にするるとともに、農家民宿の開設に係る消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規制を緩和し、積極的にグリーン・ツーリズムを推進することにより、交流人口の増加を通じた県内の経済の活性化を図る目的から、特区計画の認定申請を行い、平成 15 年 11 月に認められている。

### イ 事業の実施状況

平成 16 年 10 月現在、2 法人が、本特例措置を利用して、民宿事業の拡大や町から受託した体験農園事業の拡大等を行っている。

## (2) 要件・手続等に関する意見

調査した地方公共団体のいずれも本特例措置の適用に際し、要件・手続が過剰又は煩瑣である状況はなかったとしている。

## 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

### 【農村再生特区】(北海道)

北海道では、農業生産法人が、民宿事業等の経営多角化を行うことにより、所得の確保や都市住民との交流による農村の活性化、雇用の場の創出を図ることを目的に、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 1 条の 2 に規定される農業関連事業の範囲に、民宿、アウトドア施設の設置等の事業を追加する提案を行った。

しかし、北海道では、提案に際して、事業者から具体的な要望があったのではなく、農業生産法人に対するニーズ調査も行っていない。

北海道では、本特例措置の適用を希望する農業生産法人が現れていないことから、特区計画の認定申請を行っていないとしている。

## 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、4 地方公共団体において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、次の理由から、活用の予定はないとしている。

### (山形県)

山形県内には、平成 16 年 1 月現在、124 の農業生産法人があるが、経営規模が小さいものが多い。農家民宿事業等については、設備投資を要することや労力を要し、経営が難しいことから、規模が小さい農業生産法人では、取り組む意欲がある法人は現在のところなく、本特例措置の活用の予定はない。

### (秋田県)

県内の農業生産法人は、農業生産を目的としており、農業体験等の施設を有していないことが多く、農業体験のための民宿業等は取り組みづらいと考えており、要望もこれまでのところなく、本特例措置の活用の予定はない。



(岡山県)

現時点では、本特例措置を活用して、農家民宿事業等に取り組んでも、経営の安定・拡大につながる見込みは少なく、新たな投資をしてまで農家民宿事業等に新規に取り組む農業生産法人が増加することは見込めないため、本特例措置の活用の予定はない。

(松山市)

松山市内の農業生産法人は、いずれも農業生産及びその生産物の販売を主たる業務とした法人であること、個人経営が多く生産基盤の整備を重要視していること等の理由から、本特例措置の活用の予定はない。

また、松山市には、平成 16 年 10 月現在、農業生産法人が 11 法人設置されているが、本特例措置について活用したいという意見等は出されていない。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

- (1) 本特例措置に係る提案をした北海道が本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由は、事業者からの具体的な要望に基づいて提案したものではなく、活用を希望する農業生産法人が現れていないことによると認められる。
- (2) 本特例措置に係る特区認定が少ない理由として、調査した地方公共団体では、農業生産法人は、農業生産及びその生産物の販売を主な事業としており、農業体験のための民宿事業への取り組みに消極的であること、また、民宿事業に取り組んでも経営の安定化につながると見込めないことを挙げている。

## 特例措置調査結果（1121）

|   |        |  |
|---|--------|--|
| 特例措置番号  |        | 1121   |
| 特例措置名   |        | 小規模場外車券発売施設事業  |
| 特例措置の概要   |        | 地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外車券発売施設の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が告示で定める施設の設備、規模等に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、経済産業大臣は、設置許可基準を満たしたものとみなし、当該施設の設置を許可するものである。 |
| 提案主体  |        | 高知市【競輪事業活性化特区】   |
| 特例措置に係る特区の認定状況  |        | 0件   |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁 | 経済産業省  |
|   | 提案主体   | 高知市  |
|   | 認定申請主体 |  |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体4、民間事業者1   |
|   | その他    | -  |
| 調査結果  |        |  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）<br/>本特例措置に係る提案は1件（高知市）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等<br/>該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況<br/>〔高知市〕</p> <p>（1）本特例措置に係る提案を行った理由<br/>高知市の競輪事業は、近年の長期不況やファンの高齢化等の影響を受け、売上の減少、収益面の単年度赤字が続き、累積赤字も拡大するなど経営改善が求められており、同市では、平成13年度に「高知競輪経営改善計画」を策定し、15年に安田町に場外車券発売施設を開設するなど、売上拡大や新規ファンの掘り起こしを図っている。<br/>高知市では、車券の売上拡大を図るため、車券購入者が購入しやすいコンビニやスーパー、パチンコ店、量販店の駐車場に、銀行のATMに類する形態での車券の自動発払機等を設置し、レース結果ごとの払戻しも同機で可能となることを提案した。</p> |        |  |

(2) 本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行っていない理由

高知市の提案は、高知県西部地域での場外車券発売施設の開設を検討する際に考えられたものであるが、同市では提案書の提出までの期間が短期間であったため、具体的な施設設置を前提として提案したものでなく、将来的に車券売場の設置について検討する際の選択肢を拡大しておくとの趣旨から提案したものとしている。

高知市では、特区構想の策定以降、競輪事業の経営環境が更に悪化し、一層の経営改善が求められており、平成15年8月に「高知競輪経営改善計画推進幹事会」を設置し、経営改善計画の見直しを行っている。その中で、経営改善対策として、当面、経費削減による本場の経営の立直しに取り組むこととしており、新たな場外車券発売施設の開設は考えておらず、本場の経営の立て直しにめどがついた時点で、本特例措置の活用も含め新たな場外車券発売施設の開設を検討したいとしている。

なお、高知市は、コンビニ、スーパー等への自動発払機の設置についての特例措置を要望していたが、認められた特例措置は、新たに「小規模場外車券発売施設」(施設規模の上限は、窓口数が5か所以内、最大滞留人数100人以内)の設置を認めるものであり、提案内容と認められた特例措置とは相違しているとしている。

| 区分   | 提案内容                                       | 特例措置内容                                      |
|------|--|---|
| 対象施設 | 前売専用場外車券売場の特例(コンビニ、スーパー等への自動発払機の設置を可能にする)。 | 小規模場外車券発売施設(施設規模の上限は、窓口数5か所以内、最大滞留人数100人以内) |
| 払戻し金 | 各レース結果ごとの払い戻しを可能にする。                       | レース結果ごとの払戻しは可能。                             |

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、4地方公共団体及び1事業者において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、いずれも活用する予定はないとしており、主な意見は次のとおりである。

(函館市)

現状の売上げ減少傾向の中では、特例措置を活用して小規模場外車券発売施設を設置しても、全体のパイが減少する中、本場や市内の場外発売場の売上げが減少し、全体の売上げ増には結びつかないと考えられることから、特例措置を活用する予定はないとしている。

(いわき市)

認められた特例措置の内容は、窓口数が5か所以内で、かつ、最大滞留者が100人以内であるなど集客に限度があり採算がとれないことから、認定申請する予定はなく、また、全国的にも認定申請を行う地方公共団体はないと思われる。

(沖縄県及び沖縄市)

沖縄市で競輪場の場外車券売場の設置をめぐる、訴訟になるなど大きな問題になった例もあり、場外車券売場設置の要望はないため、本特例措置を活用する予定はない。

(事業者)

本特例措置で認められることとなった程度の規模の施設では採算がとれず、事業として

全く魅力を感じない。

(注)当該事業者は、場外車券発売施設の設置を予定しており、その施設規模は、窓口17、滞留数800人程度である。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

- (1)本特例措置に係る提案をした高知市では、本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由として、競輪事業の経営悪化が進み、競輪場本場の経営立て直しを優先課題としていることを挙げている。
- (2)本特例措置に係る特区認定が少ない理由として、本特例措置で認められた施設規模では、採算がとれないこと、また、競輪の売上げが減少傾向にあることが挙げられる。

## 特例措置調査結果（1123）

|  |        |   |
|--|--------|---|
| 特例措置番号   |        | 1123  |
| 特例措置名  |        | 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業  |
| 特例措置の概要  |        | 研究開発を目的として設置される一定の要件を満たすバイナリー発電設備であって海水温度差を利用して発電する発電設備は、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査、研究期間中の定期安全管理検査を不要とすることができるものである。 |
| 提案主体<br>(共同提案機関)   |        | 伊万里市(佐賀大学)【伊万里サステイナブル・フロンティア特区】   |
| 特例措置に係る<br>特区の認定状況   |        | 1件(伊万里市【伊万里サステイナブル・フロンティア特区】)   |
| 調査<br>対象<br>機関   | 規制所管省庁 | 経済産業省   |
|  | 提案主体   | 伊万里市  |
|  | 認定申請主体 | 伊万里市  |
|  | ニーズ調査  | 地方公共団体1、電力会社2   |
|  | その他    | 大学1   |
| 調査結果   |        |   |
| <p>1 特例措置の適用等の状況(平成16年11月末現在)</p> <p>本特例措置に係る提案は、伊万里市による1件であり、同市は本特例措置を適用した特区計画の認定を受けている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>(1) 実施されている事業の内容等</p> <p>【伊万里サステイナブル・フロンティア特区】(伊万里市)</p> <p>伊万里市では、佐賀大学海洋エネルギー研究センターの設置を契機として、佐賀大学と知的基盤形成に関する協定を締結し、これまでの海洋に関連する産学官連携の活動を核に、当地域への海洋開発等に関係する様々な研究機関や関連企業の集積を図り、海洋温度差発電から派生する海洋深層水の活用や石油などの化石燃料に頼らない海水淡水化等の先端技術と地場産業の融合化を図るなど、地域との連携を推進し新たな産業の創出を目指している。</p> <p>このような中で、佐賀大学海洋エネルギー研究センターで進められている再生可能な自然エネルギーの研究開発及び実証研究の推進、新技術の創出を図るため、海洋温度差を始めとした自然エネルギーによる発電実験における電気事業法の規制緩和に係る特例措置を提案したものである。</p> <p>佐賀大学海洋エネルギー研究センターにおいて、関連の研究事業は実施しているが、特例措置が適用される実験用発電設備用の発電機は未設置であり、本特例措置の適用段</p> |        |   |

階に至っていない。

なお、佐賀大学では、現在、実験用の発電機設置に向けて、特例措置の要件である技術基準に適合することを確保するための専門委員会を設置する準備を進めているところであり、平成 16 年中に設置の見通しを立てたいとしている。

( 2 ) 要件・手続等に関する意見

伊万里市では、特例措置の適用に際し、要件・手続が過剰又は煩瑣である状況はなかったとしている。

3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、1 地方公共団体及び 2 電力会社において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、研究開発用海水温度差発電は開発途上の技術であり、経済的に成り立たないため、現在、研究開発を行っておらず、活用予定はないとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない理由は、経済的な問題等により、当該技術を研究開発しようとする者が限られているためであると認められる。

## 特例措置調査結果（1124）

|   |   |                   |
|---|---|-------------------|
| 特例措置番号  | 1124  |                   |
| 特例措置名   | 海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期延長事業  |                   |
| 特例措置の概要   | 一定の要件を満たすバイナリー発電設備については、定期事業者検査の時期を延長しても安全性の面で問題がないと技術的に証明されれば、定期事業者検査の期間を変更することができるとするものである。 |                   |
| 提案主体<br>(共同提案機関)  | 長崎県小浜町（九州大学大学院工学研究院地球資源システム科、西日本技術開発株式会社）【小浜総合自然エネルギー特区】                                      |                   |
| 特例措置に係る<br>特区の認定状況  | 0件  |                   |
| 調査<br>対象<br>機関  | 規制所管省庁  | 経済産業省             |
|   | 提案主体  | 小浜町               |
|   | 認定申請主体  |                   |
|   | ニーズ調査   | 地方公共団体4、電力会社2、団体1 |
|   | その他   | 大学1、民間事業者1        |
| 調査結果  |   |                   |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）<br/>本特例措置に係る提案は1件（長崎県小浜町）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等<br/>該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体等の状況<br/>〔小浜町及び西日本技術開発株式会社〕</p> <p>（1）特区構想の概要等<br/>小浜町は、小浜総合自然エネルギー特区において、産学官で開発を計画している小型バイナリー発電設備を活用して、小浜地域の資源である未利用の温泉水を用いた環境適応型小規模分散型バイナリー発電事業（100KW（キロワット）の小型バイナリー発電設備を使用）を行う際に、電気事業法に基づく定期事業者検査等に要する費用などの維持管理費用が電気事業を行う場合の支障となることが考えられることから、定期事業者検査時期を延長する特例措置を提案したものである。<br/>なお、小型バイナリー発電事業を実施している西日本技術開発株式会社では、定期事業者検査については、作業員1人、検査期間1か月、費用約100万円が見込まれるとしている。</p> <p>（2）本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由<br/>小浜町及び西日本技術開発株式会社では、平成17年度から約1年間の実用化実証試</p> |   |                   |

験を行い、この実証試験のデータを特例措置の適用を受ける際の技術基準に適合するための証明資料等として活用する予定である。このため本特例措置の適用の検討は、実証試験後になるとしている。

#### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、4 地方公共団体、2 電力会社及び 1 団体において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、次のとおり、秋田県及び福島県において、活用予定がみられ、他の地方公共団体や電力会社では、温泉地熱発電の候補地がない、あるいは、コスト的に見合わない研究開発を行う予定がなく、活用する予定がないとしている。

( 秋田県 )

秋田県皆瀬村において、バイナリー発電事業を行う計画があり、平成 16 年度からボーリング調査が行われ、必要な蒸気量・熱水量が確保され、事業化が可能と判断された場合、20 年度からバイナリー発電所の運転を開始する予定である。

しかし、当該事業で予定しているバイナリー発電の出力は 1,000 KW であり、本特例措置は、出力 500 KW 未満であることが要件とされていることから、現在の条件では利用することができない。このため特例措置の出力条件が引き上げられた場合、本特例措置を利用したいとしている。

( 福島県 )

福島県天栄村において、出力 250 KW のバイナリー発電を行う計画である。平成 16 年度から地熱開発促進調査を実施しており、18 年度に坑井追加掘削、環境調査、設備設計申請手続等を行い、19 年度に調査諸手続、設備設計、20 年度に設備設計・製作、現地工事、試運転を予定している。運転が開始されれば、定期事業者検査時期延長を申請したいとしている。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

( 1 ) 本特例措置に係る提案した小浜町が本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由は、申請の際に必要なとされる技術基準に適合するための証明資料を得るための実用化実証試験を来年度から行う段階であることによる。

( 2 ) 本特例措置に係る特区認定が少ない理由は、小型バイナリー発電の開発を行っている事業者が限られ、また、本特例措置を活用できる海水や温水を活用した発電の候補地が少ないことによると認められる。



## 特例措置調査結果（1125(1114)）

|   |  |                |
|---|--|----------------|
| 特例措置番号  | 1125(1114)   |                |
| 特例措置名   | 特定施設における保安検査期間変更事業   |                |
| 特例措置の概要   | <p>高圧ガス施設の機能維持状況について一定の安全性が確保でき、保安検査期間の延長が可能であると判断できる、実証実験によるデータや文献等が、当該地方公共団体から示され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安検査期間を延長することができるとするものである。</p> |                |
| 提案主体  | 茨城県【鹿島経済特区】  |                |
| 特例措置に係る特区の認定状況  | 1件（茨城県【鹿島経済特区】）  |                |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁   | 経済産業省          |
|   | 提案主体   | 茨城県            |
|   | 認定申請主体   | 茨城県            |
|   | ニーズ調査  | 地方公共団体2、民間事業者2 |
|   | その他  | 民間事業者1         |
| 調査結果  |  |                |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は、茨城県による1件であり、同県は、本特例措置を適用した特区計画の認定を受けている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>【鹿島経済特区】（茨城県）</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>ア 本特例措置を提案した経緯等</p> <p>高圧ガス施設を有する事業者等が1年以上にわたって施設の連続運転を行うためには、高圧ガス保安法第39条の4に基づき、都道府県に代わって事業者自らが保安検査の項目中の停止検査の実施時期を設定できる「認定保安検査実施者」（以下「自主保安認定者」という。）として認定される必要があるが、運転、設備、保安等の各管理部門の組織体制の確立等が条件とされているため、施設管理能力は高いにもかかわらず、従業員が少ない等の理由でこの認定取得の要件を充足できない企業も多い。</p> <p>茨城県は、現行の自主保安認定者の要件のうち、事業者が自ら充足できない部分は他の事業者等の支援を受ける方策を講ずることにより、設備の運転を止めて行う都道府県による保安検査期間を2年に延長することができるようにすることを構想し、具体的には、コンビナート内の各社にユーティリティー（窒素、酸素、アルゴン）を一元的に供給している事業者において、他の事業者等の支援を受ける方策によるリスクマネジメント（監視体制）の枠組みを設定することにより、自主保安認定者制度によらずに、保安検査の期間を2年に延長する（すなわち連続運転期間が2年となる）こ</p> |  |                |

とが可能となる仕組みを想定したものである。

本特例措置については、第1次提案においても提案をしたが、既存の自主保安認定者制度を活用すれば対応可能であるとして採択されなかったものである。

しかし、コンビナート内で各社にユーティリティーを一元的に供給している1社の設備停止のために、その供給先であるプラント全体の稼働率が低下するのは合理的ではないとして、再度第2次提案において、現行の認定条件を満たさない小規模等事業者についても、保安検査期間の延長が可能となるような緩和措置を提案したものである。

#### イ 本特例措置を適用した事業の実施状況等

当該コンビナート内の各企業に必要なユーティリティー（窒素、酸素、アルゴン）を供給している事業者では、高圧ガス保安法に基づく都道府県による年に1回の検査の際、検査空気分離プラントを停止（10日～14日間）していたが、生産コストの低減等の観点から、停止することなく連続運転したいと考え、自主保安認定者の認定を検討したが、組織的に小規模であり、保安管理体制が充足できない、認定要件を満たすための設備管理、文書等の整備に膨大な要員及び資料が必要であるが、その手当てが困難であること等から、茨城県と協議し、本特例措置が提案されたものである。

同社では、本特例措置を活用することにより、平成16年7月から18年6月まで、検査のためのプラント停止が不要となっている。

同社は、本特例措置の適用によるメリットとして、コンビナート各社にユーティリティーを長期間安定供給できること、設備停止期間中における液化窒素の外部購入費（年間約1,000万円）の削減、設備停止期間中における酸素ガスの供給先の売上の減少（年間8億～10億円）の解消、設備停止期間中に発生していた修繕費（約1億円）の削減を挙げている。

なお、同社の他に本特例措置の適用を検討している事業者（1事業者）があることから、茨城県では、平成17年1月の第7回特区認定申請を目標に、事業者を追加する変更認定申請を準備中である。

#### （2）要件・手続等に関する意見

本特例措置の適用に当たっては、地方公共団体が、当該高圧ガス設備の仕様、保安検査期間の延長が可能であると判断される当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献等について、安全性を確認し、さらに、規制所管省庁が、地方公共団体からの提出資料を受けて、上記の内容について専門家等（実際は高圧ガス保安協会への委託）による安全性の確認を行うこととされている。

茨城県は、茨城県保安等専門委員会を設けて安全性について確認をした上で、更に高圧ガス保安協会による確認も受けているが、同協会による確認は、県では現地調査を行っていることを除き、県による確認とほぼ同内容となっているとしている。

また、事業者においても、担当者が約4か月間申請書の作成作業に専念せざるを得なくなっているなど、本特例措置を主に適用する小規模な事業者にとっては大きな負担となっているとしている。

3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、2地方公共団体及び2事業者において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、いずれも活用予定はなく、次のような意見がみられた。

(四日市市)

四日市市では、四日市コンビナートについて、施設の老朽化が著しいことから、技術開発活用型産業再生特区に特例措置を組み入れて、新たな設備投資を行ったところである。本特例措置については、今後の課題であるとしている。

(広島県)

広島県では、事業者から本特例措置を活用する要望はなく、また、現行規定によって担保される安全性と同等以上の安全性を確保するための基準が示されていないため、本特例措置を活用するためには、膨大な書類作成や多大な労力が必要であることから活用予定はないとしている。

(事業者)

企業ではコスト意識を有しているが、本特例措置の要件を満たすために何をどこまで行えばよいかの漠然としており必要なコストが分からず、特例措置を活用することにより享受できるメリットとの比較検討ができないため、活用予定はないとしている。

なお、本特例措置を適用した特区計画の認定を受けている茨城県において、コンビナートは全国に10か所程度あるが、本特例措置の適用が必要であるものは、コンビナートの稼働率が高い千葉と四日市くらいではないかとの意見があった。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由としては、本特例措置を必要とする者は、稼働率の高いコンビナートに限られること、また、設備投資を行う時期の制約があることから、活用できる事業者が限定されることが挙げられる。

## 特例措置調査結果（1128）

|   |   |  |
|---|---|--|
| 特例措置番号  | 1128  |  |
| 特例措置名   | 石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業   |  |
| 特例措置の概要   | 石油コンビナート事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない変更工事を行う際に必要となる手続について、従前では許可申請が必要であったものは届出に、届出が必要であったものは届出不要とするものである。 |  |
| 提案主体<br>(共同提案機関)  | 旭化成株式会社川崎支社(神奈川県)【新エネルギー普及モデル特区】  |  |
| 特例措置に係る<br>特区の認定状況  | 2件(千葉県【京浜臨海コンビナート活性化特区】、神奈川県・川崎市【国際環境特区】)   |  |
| 調査対象<br>機関  | 規制所管省庁  | 経済産業省  |
|   | 提案主体  | 神奈川県・旭化成ケミカルズ株式会社川崎製造所<br>(提案主体の旭化成株式会社川崎支社は、平成15年10月に組織変更があり、本特例措置に係る事業については、旭化成ケミカルズ株式会社川崎製造所に引き継がれている。) |
|   | 認定申請主体  | 千葉県、神奈川県・川崎市   |
|   | ニーズ調査   | 地方公共団体2  |
|   | その他   | -  |
| 調査結果  |   |  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況(平成16年11月末現在)</p> <p>本特例措置に係る提案は1件(神奈川県・旭化成株式会社川崎支社)であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は2件(千葉県、神奈川県・川崎市)である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>(1)実施されている事業の内容等</p> <p>【国際環境特区】(神奈川県・川崎市)</p> <p>ア 特区の概要等</p> <p>神奈川県では、工場数、従業者数、出荷額の減少による産業の空洞化が進んでいる川崎臨海部を活性化するため、先端的な研究開発拠点や新産業の創出拠点の形成を目指し、外国人研究者受入れに関する規制の特例措置を含めた「国際環境特区」の認定を受けており(平成15年5月)、本特例措置は、同年11月に特区計画変更認定手続により追加しているものである。</p> <p>本特例措置を提案した理由は、試験研究施設の変更工事について、小規模な工事であるにもかかわらず、高圧ガス保安法に基づき、製造プラントを対象とした大規模工事と同じ基準での許可が必要であるため、事業者は許可取得のために負担を負っており、また、試験研究は、様々な方法で試みる必要があり、研究開発の促進には試験研</p> |   |  |

究施設の変更を容易にする規制緩和が必要と判断したためである。

神奈川県では、許可制が届出制になることにより、次のとおり、事務手続の簡素化が期待できるとしている。

|                                   |
|-----------------------------------|
| (許可制) 許可申請 許可 工事 完成検査申請 完成検査 使用開始 |
| (届出制) 工事 届出 使用開始                  |

(注) 神奈川県は、事務処理要領において、申請から許可までの標準処理期間を 25 日間としている。

#### イ 本特例措置を適用した事業の実施状況

(旭化成ケミカルズ株式会社川崎製造所)

本特例措置について、神奈川県と共同申請をしている旭化成ケミカルズ株式会社川崎製造所では、合成ゴム・S B ラテックス試験研究施設の変更工事が将来的に予想されることから、現行の許可制が届出制になれば、事務的負担が軽減されることを期待していたが、予算の関係から、当面、試験研究施設の変更工事を実施する予定がないため、本特例措置については未活用となっている。

#### (2) 要件・手続等に関する意見

旭化成ケミカルズ株式会社川崎製造所には、合成ゴム製造試験設備とS B ラテックス製造試験設備があり研究開発を行っている。このうち、合成ゴム製造試験設備に用いるスチレン、ヘキサンは、引火性の危険物であり、消防法の規制を受ける。

試験研究施設の変更工事について、高压ガス保安法の特例措置によって手続が簡素化されたとしても、別途、川崎市に対し、消防法第 11 条に基づく変更許可を申請しなければならない( 変更の許可申請 変更許可 工事 完成検査申請 完成検査 使用開始 )。

同社は、高压ガスと危険物の双方を取扱う事業者は、高压ガス保安法の手続に併せて、消防法の手続を簡素化しなければメリットが少なくなるとしている。

#### 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請をしていない地方公共団体はない。

#### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

(四日市市)

四日市市では、四日市コンビナートについて、施設の老朽化が著しいことから、技術開発活用型産業再生特区に特例措置を組み入れて、新たな設備投資を行ったところである。本特例措置については、今後の課題であるとしている。

(広島県)

広島県では、事業者から本特例措置を活用する要望はなく、また、本特例措置の要件として地方公共団体に求められている、公共の安全性を確保するために支障を生じないものとして認めることについて、判断するための基準が示されておらず、特例措置を活用する

ためには、膨大な書類作成や多大な労力が必要であることから活用予定はないとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない理由としては、本特例措置を活用できる石油コンビナート内の事業者について、設備投資を行う時期や予算面での制約から、試験研究施設の変更工事を行おうとする事業者が少ないこと、現行規定によって担保される安全性を確保するためには多大な労力を要することが挙げられる。

なお、調査した事業者では、高圧ガスと危険物の両方を扱う事業者は高圧ガス保安法の手続に併せて消防法の手続を簡素化しなければメリットがあまりないとしている。

## 特例措置調査結果（1129-1(1112)）

|  |   |                  |
|--|---|------------------|
| 特例措置番号   | 1129-1(1112)  |                  |
| 特例措置名  | 液化ガスの容器における充填率変更事業  |                  |
| 特例措置の概要  | <p>高圧ガスを充てんする容器の充てん率を変更しても、当該容器の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策及び容器の危険度評価が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、充てん率を変更することができるとするものである。</p> |                  |
| 提案主体<br>(共同提案機関)   | <p>宇宙開発事業団（鹿児島県）【宇宙開発特区】<br/>（宇宙開発事業団は、平成 15 年 10 月、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に統合）</p>  |                  |
| 特例措置に係る<br>特区の認定状況   | 0 件   |                  |
| 調査対象機関   | 規制所管省庁  | 経済産業省            |
|  | 提案主体  | 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 |
|  | 認定申請主体  | -                |
|  | ニーズ調査   | 地方公共団体 2         |
|  | その他   | -                |
| 調査結果   |   |                  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成 16 年 11 月末現在）<br/>本特例措置に係る提案は、鹿児島県及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）の共同提案による 1 件であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等<br/>該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体等の状況<br/>〔JAXA・鹿児島県〕（共同提案）<br/>（1）特区構想を提案した経緯<br/>欧米諸国においては、人工衛星の打ち上げは国家的戦略事業と位置付けられ、円滑に進められるよう有形無形の支援があるが、我が国の打ち上げ事業は種々の一般の規制の下にある。<br/>このため、我が国の人工衛星打ち上げ射場がある鹿児島県の特性をいかし、宇宙産業の特殊性に合わせて高圧ガス保安法、電波法等の運用を緩和することにより、諸外国と同程度の利便性を人工衛星打ち上げサービスの顧客に与えること、また、相互主義に基づき人工衛星等の輸入消費税を免税にすること等により、我が国の人工衛星打ち</p> |   |                  |

上げサービス事業者に他国と同等の競争機会を与えることを目指し、特区を構想した。

(2) 特区構想における提案内容

宇宙開発特区においては、下記の9事項の規制の特例措置を提案し、2及び3に係る特例措置が認められた。

- 1 人工衛星打上射場の保税工場への指定
- 2 高压ガス保安法の特別充填許可・特別認定の一般制度化(特例措置 1129-1)
- 3 電波法に基づく無線局免許の対象の見直し(特例措置 410)
- 4 電波法に基づく異免許人間通信の許容
- 5 労働安全衛生法のクレーン等の運転の資格緩和
- 6 税制上の優遇
- 7 人工衛星打ち上げサービス用インフラの廉価での利用
- 8 人工衛星に関する輸入消費税の免税
- 9 人工衛星打ち上げサービスへの輸出免税の適用

(3) 本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行っていない理由

JAXA及び鹿児島県が提案した規制の特例措置の内容は、打ち上げ用物品はその性質に応じた規制を用いることが適切であり、高压ガス保安法第3条において適用外とされている事項に宇宙関連物品(人工衛星等)を追加するというものであった。

しかし、規制所管省庁(経済産業省)から、高压ガス保安法で適用除外とされる高压ガスは、他法で規制されているもの、又は高压ガスであっても量が少ない等により危険性が極めて少ないと考えられるものであり、宇宙関連物品では10万以上の液化ガスを扱ったり、爆発の威力の大きい水素ガス・酸素ガスを扱ったりすることから、適用除外とすることはできないとされた。

一方、認められた特例措置は提案内容とは大きく異なっており、JAXA及び鹿児島県は、自らの提案に対する規制の特例措置とは認識しておらず、認定申請を行っていない。JAXA及び鹿児島県は、今後、改めて内容を検討したいとしている。

| 鹿児島県・JAXAの提案内容  | 特例措置の内容  |
|---|--|
| 打ち上げに供される物品についても原則として汎用品と同等の製造上の規制が課せられるが、打ち上げ用物品はその性質に応じた規制を用いることが適切であり、高压ガス保安法において適用除外とされる事項に宇宙関連物品を追加する。 | 高压ガスを充てんする容器の充てん率を変更しても、当該容器の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策及び容器の危険度評価が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、充てん率を変更することができるとする |

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、2地方公共団体において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、



いずれも活用する予定はないとしている。

また、広島県では、認定申請には、充てん率を変更しても安全性が確保できることを実証する具体的なデータ等が必要となるが、安全性が確保できる基準が示されていないため、このデータ等の作成には、膨大な書類作成や多大な労力が必要であるとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

- (1) 本特例措置に係る提案をした J A X A 及び鹿児島県は、本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由として、提案内容と特例措置の内容が異なっていることを挙げている。
- (2) 特例措置に係る特区認定が少ない理由としては、提案した内容と特例措置の内容が異なっていること、また、要件を満たすためにはデータ等の作成に多大な労力が必要であることが挙げられる。

## 特例措置調査結果（1129-2）

|  |  |                  |
|--|--|------------------|
| 特例措置番号   | 1129-2   |                  |
| 特例措置名  | 高圧ガス設備の技術上の基準変更事業  |                  |
| 特例措置の概要  | <p>高圧ガス設備の技術基準を変更しても、当該設備等の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策及び設備の危険度評価が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、技術基準を変更することができるとするものである。</p> |                  |
| 提案主体   | 大分県【大分港環境・産業活性化・物流特区】  |                  |
| 特例措置に係る特区の認定状況   | 0件   |                  |
| 調査対象機関   | 規制所管省庁   | 経済産業省            |
|  | 提案主体   | 大分県              |
|  | 認定申請主体   |                  |
|  | ニーズ調査  | 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 |
|  | その他  |                  |
| <b>調査結果</b>  |  |                  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）<br/>         本特例措置に係る提案は1件（大分県）であるが、本特例措置を活用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等<br/>         該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況<br/>         [大分県]</p> <p>(1) 特区構想を提案した経緯<br/>         石油化学産業については、海外製品との間の国際競争が激化しており、また、日本国内における需要の停滞、輸入品の増加によって国内の生産量が年々低下し、国内のコンビナート間における競争も激化している。<br/>         そのような状況の中、コンビナートの強化、活性化を図る必要性から、各種法規制の緩和措置を盛り込んだ特区構想を策定するよう、大分県石油化学コンビナートから大分県に対し要請を行い、同県が提案を行っている。</p> <p>(2) 特区構想における提案内容<br/>         大分港環境・産業活性化・物流特区では、9事項の規制の特例措置を提案し、1・2及び5に係る3事項（911-1、911-2、1129-2）が特例措置として認められた。</p> |  |                  |

- 1・2 高圧ガス製造設備のレイアウト基準の緩和(特例事項 1129-2)
- 3 危険物製造所の保安距離の緩和
- 4 危険物屋外貯蔵タンクの保有空地の緩和
- 5 ボイラー・第一種圧力容器の性能検査の緩和(特例事項 911-1、911-2)
- 6 環境影響評価の手順等の簡略化
- 7 瀬戸内海環境保全特別措置法の事前評価に関する事項の緩和
- 8 危険物荷役新規申請の対応日の緩和
- 9 危険物積載タンカーの船間距離の緩和

(3) 本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行っていない理由

本特例措置について、大分県及び事業者は、「高圧ガス製造設備のレイアウト基準の緩和」(上記の1・2)を提案しているが、認められた特例措置は提案した内容とは異なっており、また、特例措置の実施をする上で求められる実証実験等でガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーション等を行って安全性を確認することが一企業や一地方公共団体では難しいことから特区計画の認定申請を行っていないとしている。

| 大分県の提案内容  | 特例措置の内容   |
|---|---|
| <p>土地の活用を図り、既存設備の増強や新規展開が可能となるよう、</p> <p>高圧ガス製造設備外面から特定製造事業所境界線まで一律 20mの規定を性能規定に変更すること、</p> <p>保安区画内の高圧ガス設備外面から隣接保安区画内の高圧ガス設備まで一律 30mの規定を性能規定に変更すること。</p> | <p>高圧ガス設備の技術基準を変更しても、当該設備等の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策及び設備の危険度評価が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、技術基準を変更することができるとする。</p> |

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

独立行政法人宇宙航空研究開発機構においては、今後打ち上げが予定されている人工衛星に搭載される充電池製造施設について、本特例措置を活用できる可能性があるので、前向きに検討したいとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない理由としては、提案内容と特例措置の内容が異なっていること、また、要件とされる実証実験によるデータ等を取得することが一企業や一地方公共団体では困難であることが挙げられる。

## 特例措置調査結果（1208）

|   |   |                |
|---|---|----------------|
| 特例措置番号  | 1208  |                |
| 特例措置名   | 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業  |                |
| 特例措置の概要   | <p>地方公共団体が経済的社会的条件の変化に伴い港湾における公有水面の埋立てに係る竣功認可の告示がされている埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めて、特区計画を申請し、認定された場合には、権利の移転・設定、用途変更に関する免許権者（港湾管理者）の許可を要する制限期間を10年から5年にするものである。</p> |                |
| 提案主体  | 横浜市港湾局【国際物流特区】、兵庫県【国際経済特区】  |                |
| 特例措置に係る特区の認定状況  | 2件（横浜市【国際物流特区】、【みなとの賑わい特区】）   |                |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁  | 国土交通省          |
|   | 提案主体  | 横浜市、兵庫県        |
|   | 認定申請主体  | 横浜市（2件）        |
|   | ニーズ調査   | 地方公共団体5、民間事業者1 |
|   | その他   | -              |
| 調査結果  |   |                |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年11月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は2件（横浜市、兵庫県）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は2件（いずれも横浜市）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>【国際物流特区】（横浜市）</p> <p>国際物流特区構想は、横浜港の国際物流機能を強化するため、国際基幹航路の受入れに対応した高規格コンテナターミナルの整備とともに、各種の規制緩和により港湾利用コストの低減化や、リードタイム（コンテナ船の接岸、荷卸から、荷主による引取りが可能となるまでの時間）の短縮化など港湾利用サービスの向上を図るものであり、その一環として、近年の社会経済情勢の低迷により進んでいない埋立地の売却を促進するため提案したものである。</p> <p>本特例措置については、既に税関関係の特例措置を適用し認定を受けていた国際物流特区に平成16年1月に追加して変更認定申請を行い、3月に認定を受けている。</p> <p>本特例措置が適用される埋立地は、平成8年10月及び10年7月に竣功認可の告示があった60.3ha（うち、14.7haが売却予定地）であり、特区認定前の平成15年度に4区画について売却先を公募したが、2区画が売れ残った。</p> |   |                |

その2区画のうち、南本牧ふ頭分譲用地についてみると、本特例措置の適用前は物流・流通関連事業者を募集対象事業者としていたが、平成16年9月から行っている再公募においては、本特例措置の適用を受け、募集対象事業者を倉庫業、港湾関連事業者として幅を広げて募集している。

#### 【みなとの賑わい特区】(横浜市)

横浜市は、認定された上記「国際物流特区」を参考として、市所有埋立地の売却を促進するため、「みなとの賑わい特区」を平成15年10月に認定申請を行い、11月に認定を受けている。

当該特区について、国際物流特区と別の特区として認定申請をした理由は、「みなとの賑わい特区」は、港湾施設地域にある業務用地として免許を受けている埋立用地が港湾施設の用途に供される見込みがないため、商業施設用地等として売却し、商業施設やマリナー等の集積を図る構想であり、港湾の中核機能である物流機能の強化を図る「国際物流特区」とは性格が異なることによる。

本特例措置が適用される埋立地は、平成7年4月から10年4月までの間に竣功認可の告示があった27.9haである(うち売却予定は7.0ha)。

なお、本特例措置を適用して売却する予定である埋立地の土壌に有害物質(フッ素)が含まれていることが判明し、建物等の建築を可能とするための汚染土除去等に係る費用負担をめぐって同市の内部での調整が難航しており、適用事業は中断している。

#### (2) 要件・手続等に関する意見

今回、調査した機関は、特例措置の適用に際し、要件・手続が過剰又は煩瑣である状況はなかったとしている。

### 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

#### 【国際経済特区】(兵庫県)

##### (1) 提案の経緯

本特区では、阪神工業地帯を形成し、中小・中堅企業が集積している尼崎市、西宮市及び芦屋市において、ものづくり産業基盤と国際的な水準にある都市環境を有する地域の特性をいかし、ライフサイエンス分野など新規分野の研究成果と企業の技術の融合を図ることにより、地域のものづくり産業の国際競争力の強化や対内投資の促進を目指すものであり、その実現を促進させるための方策の一つとして、本特例措置に係る提案をしている。

提案時に特例措置の対象に想定していた公有水面埋立地は、兵庫県が平成10年3月に埋立免許、15年6月に竣工認可を受けた尼崎臨海地区の約9万2,000㎡で、その用途は、レクリエーション施設用地、緑地、製造業用地及び道路用地であった。

しかし、これらの用途は、埋立免許取得以前の平成8年ころに計画したものであり、竣工時点で既に6年ないし7年経過しており、現在の需要に合致しなくなっていることから、レクリエーション施設用地としての用途を取りやめる等、現在の需要に応じた用途である商業施設用地、緑地、道路用地及び製造・流通業用地に変更することにより、進出企業の立地計画やニーズに合った場所・面積を提供できるよう整備し、国内企業及

び外国・外資系企業の誘致等の促進を目指し、提案したものである。

(2) 本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行っていない理由

兵庫県の提案は、用途変更の制限期間(10年)を撤廃又は短縮化(1年程度)するものであったが、認められた特例措置は、制限期間を5年に短縮するものであった。対象として想定していた公有水面埋立地の竣工日は平成15年6月30日であり、竣工後約1年しか経過しておらず、本特例措置を適用できないため、特区の認定申請を行っていない。

なお、兵庫県では、本埋立地の用途変更について、平成17年度末の分譲を控えて、現在、公有水面埋立法第27条に基づく国土交通省との協議を実施しており、遅くとも17年度末までには国土交通省の承認が得られる見通しがついたこと、埋立地の譲渡等については申請後2週ないし3週間で同省の承認が得られること等から、仮に用途変更の制限期間が1年に短縮化されても、今後活用する予定はないとしている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、5地方公共団体及び1事業者の計6機関において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、次のとおり、岡山県では、平成17年度に活用する予定があり、また、広島県では、条件が整えば活用するとしている。

(岡山県)

企業からの立地に対する意向・要望に迅速に対応しないと他の立地条件の優れた土地へ変更されてしまうことなどから、岡山県では本特例措置の活用のメリットは非常に大きいと考えている。

岡山県では、既に水島港臨港地区を区域とする「水島港国際物流・産業特区」の認定を受けており(平成15年11月認定)、当該特区内において埋立竣工認可の告示をした全工区が数年後に告示後5年を迎えること、また、特区の計画立案から認定までに約1年を要することから、平成17年度に本特例措置の追加を検討する予定としている。

(広島県)

広島県では、既に認定を受けている「広島国際物流・交流特区計画」の申請(平成16年1月)に際し、他の特例措置とともに本特例措置についても活用を検討したが、その時点では具体的な事業者ニーズの発掘には至らなかったため、今後の活用予定措置として特区計画に記載しているものの、具体的実施事業としての申請はしていない。

広島県では、今後、民間事業者の具体的なニーズが発現し、条件が整えば追加申請を行うとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る提案をした兵庫県は、本特例措置を適用した特区の認定申請をしていない理由として、提案内容(用途変更の制限期間の撤廃又は短縮化(1年程度))と特例措置(制限期間を5年短縮)が相違していることを挙げている。

なお、本特例措置の活用予定の有無について調査した地方公共団体等のうち、本特例措置の具体的な活用予定を有しているものがみられた。

## 特例措置調査結果（1210）

|  |        |  |
|--|--------|--|
| 特例措置番号   |        | 1210   |
| 特例措置名  |        | 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業   |
| 特例措置の概要  |        | 橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置や利用方法について周辺地域の合意形成が図られていると地方公共団体が確認した場合には、設置後の維持及び補修、占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じない限りにおいて、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用を許可するものである。 |
| 提案主体   |        | 株式会社間組【水路上橋建設緩和特区】   |
| 特例措置に係る特区の認定状況   |        | 0件   |
| 調査対象機関   | 規制所管省庁 | 国土交通省  |
|  | 提案主体   | 株式会社間組   |
|  | 認定申請主体 | -  |
|  | ニーズ調査  | 地方公共団体 5、団体 1  |
|  | その他    | -  |
| 調査結果   |        |  |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成 16 年 11 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は 1 件（株式会社間組）であるが、本特例措置を適用する特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請をしていない提案主体の状況</p> <p>〔株式会社間組〕</p> <p>（1）特区構想を提案した経緯</p> <p>株式会社間組では、規制の特例措置の第 2 次提案募集に当たり、社団法人建築業協会が開催した会議において、民間から提案を積極的に行うことが検討されたことをきっかけに、社内の意見をくみ上げ、本特例措置を提案している。背景には、過去、ホテルの駐車場を川を挟む位置に造成し、橋でつなぐ計画（約 10 年前）や病院の増設を水路を挟んで行い、同様に橋でつなぐ計画（2 年ないし 3 年前）があったが、地方公共団体に相談した結果、とりあってもらえず、断念したことがあったことから提案したものであり、提案時に具体的な事業計画があったものではない。</p> |        |  |

(2) 本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行っていない理由

提案内容は、橋の建設が公共的必要性を前提として、河川の占用の許可等を要することから、交通の利便性の向上を図りづらくなっているため、人口密集地域に限り、橋の建築基準を緩和し、また、許可制から届出制へ緩和する特例措置により、例えば、大型レジャー施設の対岸にホテルや駐車場、大型団地の対岸に医療施設等を整備するなど河川水路の両岸に関連する施設を立地させ、橋でつなぐことによって一体的に付加価値を高め、利便性の向上と地域の活性化を図ろうとするものであり、自らが事業主体となるのではなく、民間ディベロッパーや民間事業者が事業実施主体となることを想定していた(注)。

しかし、平成16年11月現在、本特例措置を活用する具体的な開発・施工の予定がないため、地方公共団体に認定申請を要請するに至っていない。

(注) 間組は、本特例措置の利用が必要であるような開発をしたいとするディベロッパーや事業者があれば、事業計画の発案から橋梁等の管理までのサポートを総合的に実施するという立場であり、自らが直接、開発・分譲をしようとするものではない。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、5地方公共団体及び1団体において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、大阪市では、大阪大学医学部の跡地利用について、中之島に橋を架け、レストランを整備する構想があることから、事業者から具体的な計画があれば、本特例措置を利用した特区認定申請について、前向きに検討したいとしている。

その他の機関では、活用予定があるとするものは無く、次のような意見があった。

(堺市)

幼稚園から、水路に橋を架けて通路を設けたいとする要望を受け、河川法に基づく占用許可を与えた例はあったが、本特例措置を活用しなくても、通常の河川管理行政の中である程度対応できるのではないかと。

(奈良県)

公的主体以外の者に対する橋梁設置に伴う占用許可に関しては、占用後に橋梁の維持管理が適切に行われるか、占用料が適切に収納できるか、将来の河川改修に支障はないか等の懸念があることから、本特例措置を適用する特区計画の認定申請には慎重にならざるを得ない。

(奈良市)

奈良市が管理する河川において、民間事業者による橋梁設置が想定されるケースとしては、例えば、大規模マンションの開発に伴い、公道からマンション敷地内への進入路を開設する場合等が考えられる。このようなケースでは、マンション入居者の通行の確保という公共性・公益性が認められることから、河川敷の占用許可に当たっては、竣工後に橋梁の管理を市に移管することを条件に許可し、移管後は、市道として管理することとしており、本特例措置を使わなければ問題を解決できないわけではない。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 本特例措置に係る提案をした株式会社間組に係る特区認定が行われていない理由は、具体的な活用予定に基づいて提案したものではなく、本特例措置の活用を要するような



具体的な開発・施工の予定がまだないことによると認められる。

(2) 地方公共団体等に対して行ったニーズ調査の結果においても、具体的に事業者から本特例措置を活用したいとする要望は今のところ出ていないとしている。

なお、複数の地方公共団体から、本特例措置を活用しなくても、通常の河川管理行政の中である程度対応できるのではないかとする意見がみられた。

## 特例措置調査結果（1212）

|   |   |                     |
|---|---|---------------------|
| 特例措置番号  | 1212  |                     |
| 特例措置名   | 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業  |                     |
| 特例措置の概要   | 公営住宅の目的外使用については、災害時の一時的使用等を除き、国土交通大臣が補助金適正化法第 22 条に基づき個別に承認しているが、特区計画の認定を受けた場合には、当該特区において、留学生向け宿舎が不足し当該宿舎の確保を図る必要があり、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しない場合には、事後報告をもって承認があったものとして取り扱うものである。 |                     |
| 提案主体  | 福岡県・飯塚市【福岡アジアビジネス特区】、大分県【留学生特区】   |                     |
| 特例措置に係る特区の認定状況  | 1 件（大分県・別府市【留学生特区】）   |                     |
| 調査対象機関  | 規制所管省庁  | 国土交通省               |
|   | 提案主体  | 福岡県・飯塚市、大分県         |
|   | 認定申請主体  | 大分県・別府市             |
|   | ニーズ調査   | 地方公共団体 14、団体 1、大学 6 |
|   | その他   | 大学 1                |
| 調査結果  |   |                     |
| <p>1 特例措置の適用等の状況（平成 16 年 11 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は 2 件（福岡県・飯塚市、大分県）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は 1 件（大分県・別府市）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>【留学生特区】（大分県・別府市）</p> <p>（1）本特例措置に係る提案を行った経緯</p> <p>平成 12 年 4 月、別府市に、多数の外国人留学生を受け入れる立命館アジア太平洋大学が開学し、留学生が急増し（平成 16 年 9 月 21 日現在、同市内に所在する 3 大学に 75 の国・地域から 2,421 人の留学生が在籍）、大分県が、留学生に対して実施したアンケート調査結果（平成 14 年 3 月公表）では、低家賃の住宅に対する需要が高かった。</p> <p>このため、同県では、外国人雇用や企業誘致等による地域経済の活性化を図るとともに、多文化共生の活力ある地域社会を形成することを目的として、留学生を対象とした卒業後の就労に係る在留資格制限の緩和や公営住宅入居制限の緩和等の提案を行った。</p> <p>認められた特例措置は、本特例措置のみであり、大分県では、「留学生特区」を申請し認定を受けている。</p> <p>（2）別府市における事業の実施状況</p> <p>別府市では、「留学生向け宿舎に係る別府市営住宅の活用に関する要綱」を策定し、これに基づき、平成 16 年 4 月から事業を実施しており、10 月 6 日現在、合計 20 戸、30 人が入居（予定の 1 戸 1 人含む。）している。事業の実施に先立ち、平成 15 年度に</p> |   |                     |

は、住宅を改修したモデルルームを作るなどの取組みを行った。

事業対象市営住宅は、多数の留学生が在籍する立命館アジア太平洋大学に近く、入居の希望がみられない亀川住宅の4階棟の4階部分の空室20戸であり、留学生入居用の住宅は、和室をすべて洋室にするなどの改修を行っている。

なお、市営住宅は市内に41か所2,796戸あり、近年特に入居の希望が多く、競争率は約13倍となっているが、亀川住宅は、建設時期が昭和40年代と古く、また、比較的狭い（住宅専用面積36㎡～39㎡）ことから入居の希望があまりなく、特に4階部分の住宅については、抽選に当たっても入居を希望する者がおらず、また、既入居者も低層階への転居を希望し、空き室となったまま入居者がいないものがみられる状況であったとしている。

### (3) 大分県における事業の実施状況

大分県が提案し、別府市と共同申請し認定された特区計画であるが、大分県では、別府市内の県営住宅は、募集倍率が10倍を超えており、常時の空き室がなく、特例措置の要件である「公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しない」を満たさないため、留学生に対する県営住宅の提供を実施していない。

### (4) 立命館アジア太平洋大学の意見

立命館アジア太平洋大学では、留学生は1,701人在籍し学生の約4割を占め（平成16年9月現在）ており、そのほとんどが私費留学生であり経済的に余裕があるわけではないとしている。同大学では、留学生の住宅については、学生寮の建設等様々な取組を行っているが、公営住宅を目的外使用することにより、安い家賃で住宅に入居できることは望ましいことであり希望者も多いとして、更なる公営住宅の提供を希望している。

### (5) 要件・手続等の内容

別府市では、留学生の入居が決まった後に国土交通省地方整備局長に報告を提出している（平成16年度は4月と10月の2回）が、添付書類も含め、煩瑣である状況はないとしている。

## 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

### 【飯塚アジアIT特区】(福岡県・飯塚市)

#### (1) 本特例措置に係る提案をした経緯

福岡県及び飯塚市は、「福岡アジアビジネス特区・飯塚アジアIT地区」を設け、多くのベンチャー企業の設立やそれに伴う産学官連携による新産業の創出に努め、IT分野におけるアジアのビジネス拠点を形成することにより、地域経済の活性化を図ることとして、共同で特区構想を提案し、規制の特例事項として、国立大学等の施設内で事業を行う者に対する要件の緩和、大学の研究者及び中小・ベンチャー企業に対する特許料の免除、公営住宅に係る外国人に対する入居資格要件の緩和の3事項を要望した。

(2) 認定申請まで至っていない理由

本特例措置について、福岡県及び飯塚市では、県営住宅及び市営住宅の所管課と検討を行ったが、県営住宅及び市営住宅は、入居希望者が多く平成14年度の募集倍率は約8倍となっており、空室が恒常的にみられない状況であったことから、平成15年10月に行った飯塚アジアIT特区計画（平成15年4月認定）の変更の認定申請には当該特例措置の追加を行っておらず、今後も活用する予定はないとしている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、14地方公共団体及び1団体において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、いずれも公営住宅への市民の入居希望者が多いため、空室が発生せず、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しないという特例措置の要件に合致しないため、活用する予定はないとしている（このうち、2団体（仙台市、神戸市）においては、具体的に活用を検討したが、断念したとしている。）。

また、6大学において、本特例措置の活用要望の有無について聴取した結果、2大学から、可能ならば検討してほしいとの意見がみられたが、その他の大学では、公営住宅に空室がないことを承知しており、実現を困難視しているとの意見や留学生からのニーズの把握が必要とする意見があった。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない理由は、公営住宅については、入居希望者が多いため、特例措置の要件である公営住宅の本来の入居者の入居を阻害しないことを満たすことができる地方公共団体が少ないことによると認められる。